

第 19 回 協 議 会

(平成 1 6 年 1 月 1 5 日開催)

会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第19回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成16年1月15日

開催場所 会見町役場2階 議会1、2会議室

出席委員	坂本 昭文	三鴨 英輔	加藤 節雄	野間田憲昭
	森岡 幹雄	宇田川 弘	塚田 勝美	梅原 弘誓
	福田 次芳	吉次 堯明	磯田 順子	岡田 昌孫
	板 秀樹	橋谷 守江	秦 豊	佐伯 勝人

欠席委員 亀井 雅議

出席職員	合併推進室長	奥山 俊二	合併推進室次長	桐林 正彦
	合併推進室長補佐	岡田 厚美	合併推進室長補佐	米原 稔晃
	合併推進室主事	前田智恵子	会見町町民生活課長	赤井 安男
	西伯町町民生活課長	前田 和子	会見町福祉保健課長	檀田 明美
	西伯町健康福祉課長	松原日出雄	西伯町町民生活課長補佐	亀尾 隆志
	西伯町総務課長	藤友 裕美	会見町総務課長	米原 俊一

(開 会 13時30分)

奥山室長 皆さん、新年明けましておめでとうございます。ことしもよろしくお願いたします。

委員の皆さん、傍聴者の皆さん、また報道各社の皆さん、本日、第19回合併協議会にお出かけいただきましてありがとうございます。

昨年1月14日に合併協議会が発足いたしまして、本日、1月15日は丸1年を過ぎまして、本日で2年目を迎えることとなりました。そして合併まであと8カ月半ということでございます。引き続きましてことし、平成16年10月1日の南部町誕生に向けまして皆様方の合併への取り組みに御支援、御協力をお願いいたします。

議案の方でありますけども、会場を3階というふうに書いておりますけども、変更いたしまして2階のこの1、2会議室にさせていただいておりますので、訂正をお願いいたします。

ただいまより西伯町・会見町合併協議会第19回会議を開会させていただきます。

最初に、本日の委員の皆様の出席状況であります。三鴨副会長並びに亀井委員が欠席でございます。三鴨副会長さんにつきましては、御近所の方で葬儀があるということでございまして、終わり次第こちらの方に来られる予定でございます。したがって、現在委員17名のうち15名の方が出席でございます。本日の協議会の会議の成立要件であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条第1項の規定では、委員の半数以上の出席で成立するとなっております。したがって、本日の会議は成立することを御報告いたします。

日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、会長のあいさつであります。坂本西伯町長よりごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いたします。

坂本会長 皆様、明けましておめでとうございます。年の初めに当たりまして、各位の御健勝と御多幸を心から御祈念を申し上げる次第でございます。

先ほど事務局の方からございましたが、昨年のきのう合併協議会を立ち上げまして、都合18回に及ぶ合併協議を進めてまいりまして、きょうは第19回会議ということになったわけでございます。この間、委員の皆様方には精力的に協議を進めていただきまして、本当にすばらしい、順調に合併協議が進んでまいりましたことを改めまして厚くお礼を申し上げたいと思います。

このような委員の皆様方の真摯な御努力が、やはり両町町民の強い信頼を得るところとなったというように思っておりまして、暮れに会見町の方で住民投票がございましたけれども、圧倒的な多数で両町合併を御信任をいただいたというような結果になっておりまして、会長としましても大変うれしく思っておりますのでございます。

1月の8日に実は両町の町長及び議長さんに御同行いただきまして知事さんのところへ年頭のごあいさつと、またこの間の御報告に上がりまして、大変喜んでいただき、また激励もいただいております。そして2月の26日に予定をしております合併協定書の調印式にも今のところ都合がいいようございまして出席をいただく予定になりまして、大変うれしく、皆様方にまた御報告も申し上げたいと思います。

それから1月の13日にまちづくり委員会の報告会、御協議いただきましたまちづくり計画につきましてプラザ西伯の方で報告会を開催いたしまして、皆様方に成果の一端を御報告申し上げまして、まちづくり委員さんの労もねぎらったところでございます。

そして第2ステージといいましょうか、合併までの次の期間に新たなまちづくり委員さん募集いたしまして、第2ステージとしてのまたさまざまな活動を御協力を要請してまいりましたところでございます。

きょうは、協議事項といたしまして12月の18回会議から持ち越しております新町の事務所での執務体制の取り扱いについてを議題といたしておりますけれども、それぞれ見識のある委員の皆様方ばかりでございますから、きょうはぜひ御決定いただきまして両町妥当な結論を得ることを期待しておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

開会に当たりまして一言お礼なり、そしてまた今後の取り組みについての御協力をよろしくお願いを申し上げまして、会長としてのごあいさつにかえたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

奥山室長 ありがとうございます。

本日の会議の進行であります、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定では、会議の議長は会長が担当となっております。坂本会長にて会議の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

坂本会長 そういたしますと、議事録署名委員の指名をさせていただきたいと思います。森岡幹雄委員、宇田川弘委員をお願いいたします。

ここでお諮りをいたしたいと思います。4番 協議事項、5番 提案事項となっております。

すけれども、三鴨副会長が3時ごろまで葬儀のため欠席でございますので、日程変更をお願いしたいと思います。4番と5番を逆にして、三鴨副会長がお越しになってから協議事項に入りたいというように思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと日程についてそのように変更いたしますので、よろしくをお願いします。

それでは、5番 提案事項、(1) 合併協定書(案)についてを御協議いただきたいと
思います。

事務局から提案をお願いします。

事務局。

桐林次長 それでは提案事項の1番目 合併協定書(案)について御説明申し上げたいと
思います。

資料といたしましては、本日の会議資料の4ページ目でございます。それから別添とい
うことで合併協定書(事務局原案)というものをお届けしておると思います。そちらの方
を御用意いただきたいと
思います。

提案内容でございますけども、提案事項第1号 合併協定書について。合併協定書につい
ては、別添のとおりとするというものでございます。

今回この合併協定書につきまして提案をさせていただきましたけども、今後のこの協議
の日程でございますけども、何分内容が内容でございますので、今日提案して次に決める
というわけにまいりません。最終的に今、調印式を2月の26日の予定で調整を進めてお
る関係で、それまでにはこの内容を確定したいという思いでございますけども、じっくり
と時間をかけながら御審議いただきたいということで、多少早目ではございますけども、
本日提案に至ったところでございますが、したがいまして中身については後ほど御説明申
し上げますけども、未定事項を多く含んだ段階での提案となっております。本日、1月1
5日に提案をいたしまして、次の第20回から第22回までの3回の協議会におきまして
実質的な内容を審議していただいて、したがいまして22回の会議が2月の25日の予定
でございますので、そのときまでに内容を確定して、その翌日ということでちょっと慌た
だしい面もございますけども、2月の26日には調印ができたというところでスケジュール
を考えております。

引き続きまして、合併協定書、これ事務局原案といたしておりますけども、その概要を

御説明申し上げたいと思います。この内容でございますけども、大きく分けると1番目から、ページでいきますと1ページからですけども、1番目から22番目までの22項目、これがいわゆる主要合併協定項目ということで、どの協議会の合併協定におきましても必ず出てくるであろうという内容でございます。23につきましては、これを1項目としておりますけども、内容的にはそれぞれ個別の事務事業の調整等を記載しております。

今ここに表記しております表記の仕方でございますけども、一応これまでの協議会におきまして決定した内容につきましては普通の表記といえますが、そのまま書いております。まだ決定していない事項、あるいはまだ未提案の事項もございますけども、そういうものにつきましては影をつけまして記載しております。協議がまだ全くどっちになるかわからないということで、その内容について、例えば4番の新町の事務所の位置につきましては、本日決めていただくというような予定でございますので、協議未了としております。そのほかのものにつきましては、一応その内容のいかに係わらず概ねこういう書き方になるであろうという前提で一応内容をこの段階では記載しております。

その内容におきましてちょっと一つ記載の方法で誤りがございまして、4ページの20番の国民健康保険事業の取り扱いについてでございますけども、こちら本来影つきで御提案させていただくべき内容でございました。今後協議するということでございますので、大変申しわけございません、そういう位置づけの内容になるということでございますので、ひとつ御訂正をお願いしたいと思います。

ちょっと時間いただきまして、頭の方から順を追って改めて内容を説明させていただきたいと思います。済みません。座らせていただきます。

まず、1番の合併の方式でございますけども、いわゆる新設合併ということでございまして、西伯郡西伯町及び同郡会見町を廃止して、両町の区域をもって新しい町を設置する合併とするというような書き方になっております。

それから2番目が期日でございますけども、平成16年10月1日とするということでございます。

名称につきましては、南部町ということでございます。

それから新町の事務所の位置につきましては、今協議未了にしておりますので、これ決定いたしました内容によりましてまた随時表現を入れていきたいというふうに考えております。

それから5番の新町建設計画につきましては、現在県との事前協議中でございますので、

これも内容が決まりましたら、固まりましたら、これは別添という形で一体のものとして取り扱うということにさせていただきたいと思います。

それから財産の取り扱いでございますけども、これもまだ具体的には提案しておりませんけども、基本的に財産、いわゆる債権・債務すべて含みますけども、新町に引き継ぐということ以外にちょっと表記のしようもないということで、今はこういう内容で最終的に決定するだろうという見込みで記載をしております。

それから議会の議員の定数ですけども、議員の定数は16ということでございます。そのほか選挙区等の問題、いわゆる全町1区で選挙区は設けないということでございますけども、ここではそういう表記はしないということで、選挙区は一つなんだというふうに読んでいただきたいというふうに考えております。

それから議員の取り扱いにつきましては、特例等の適用を行う場合がございますけども、そういう場合は特例の適用の内容を記載するということになるんですけども、南部町の場合はそれが無いということで、一応法律の大原則論に従って取り扱うということでありますけども、その内容を新町設置の日から50日以内に一般選挙を行うということで改めて記載しておるところでございます。

それから農業委員会委員の取り扱いについてでございますけども、1番は在任特例を規定したものでございます。

それから2番、1回目の合併後最初の選挙においては選挙区を設けて、旧西伯町の区域で10、会見町の区域で8という選出区分で選挙をするということを記載しております。

3番目は、第2回目以降の選挙については新町において調整するというところでございます。

特別職の職員の取り扱いについてでございますけども、1番は収入役を置かないという趣旨の記述でございます。

2番目は、町長、助役、教育長の任期はというところでございますけども、これ法令が定めておるところでございますので、言わずもがなといいますが、書かずもがなということもありますけど、念のため確認のためにこういう記載をするということでございます。

教育委員会、選挙管理委員会等の行政委員会の委員につきましても、これも一応法令で方式が定められておりますので、その確認的な意味での記載ということになります。

それから審議会、委員会等の附属機関についての記述でございますけども、これはそれぞれその性質に応じまして段階別に新町発足とともに仮のものをつくるとかというようなも

の、いろいろございます。そういうものを総括的な表現をするということでこういう記載をしております。

それから特別職の報酬額でございますけども、これは一覧表で今日提案する予定でございますけども、基本的に安い方に合わせてはどうかというような提案をさせていただきたいと思っておりますが、その意味でここちょっと影がつくということになりますけども、表記としてはこういうような表現でどうかということでございます。

それから一般職の職員の身分の取り扱いでございますけども、1番は、法で身分の引き継ぎということで、これ合併特例法の規定で本人の意向がない限りは新町で引き継ぐということが定められておりますので、その確認の規定ということになります。

それから職員数につきましては、まちづくり計画の中で一応の定数の目標は出させていたいただいておりますけども、新町におきまして改めて正式な定員適正化計画というものを立てていった上で適正化に努めるという趣旨でございます。

それから職名及び任用要件につきましては、これはかなり違ってございますけども、これは新町発足時に統一する必要があるということで、これも確認的な規定になるということでございます。

それから給与については、財政の健全性等の観点から総合的に調整し、統一することでございますけども、そのなお書きでございますけども、これも合併特例法の9条の規定によりまして、基本的には旧町が廃止されたときの状況は保証しなきゃいけないということでございますので、そういうことの確認的な規定ということでございます。

それから条例・規則等の取り扱いでございますけども、調整内容等に基づきまして、それぞれ新町発足時に即時施行するもの、しばらくは暫定的に施行するもの、新町のそれぞれの組織等ができた段階で漸次施行するものというふうに区分して整備・施行することでございます。

それから事務組織及び機構については、これは新町の事務所の取り扱いとは表裏一体ということで協議未了ということで今は書いております。

それから広域連合・一部事務組合等の取り扱いについてでございますけども、そこに掲げておりますものがいわゆる行政が行うべき事務を集团的に処理するといいますが、そういう内容の機関等で処理しているものというものを列挙したものでございまして、基本的にはこの枠組みをそのまま継承していくということで、合併協定までに御確認をいただきたいという趣旨でこういう提案にしております。

それから町税の取り扱いについてでございますけども、両町で同じものにつきましては特段の記載を要しないという前提のもとに、大きな相違点4点を掲げておりますけども、過誤納還付金についての取り扱い、それから土地評価の基準取り扱い、それから報奨金の取り扱い、納税組合に対する報奨の取り扱いという4項目が大きな相違点ということでございましたので、これを確認していただくという意味でこの4項目を記載しております。

それから使用料及び手数料の取り扱いにつきましては、一部合併までに調整する部分、施設等の使用料につきましてはそういう部分もございまして、額についてはちょっとこれもまだ厳密に言えば影つきの表現になるかもしれませんが、原則的には現行のとおりで、徴収対象者については合併時に統一する方向でどうかという形で、これも協定までに確認をいただきたいというふうに思っております。

それから手数料につきましては、本日、一部残っておりますもございまして、同じ取り扱いのものはそのまま、いずれかの町が規程を設けているものについてはその取り扱いというようなことで総括的に記載したいというふうに考えております。

それから道路占用料の取り扱いになるとは思いますが、それは同一取り扱いなのでそのままということで、協定書のレベルでは書かずもがなでもいいかもしれないというようなこともありまして、今の段階ではこういう形で提案させていただきました。

それから補助金等の取り扱いにつきましては、個別の分野別でいろいろ協議していただきまして方針が決まっておりますものもありますけども、すべてをまだ見ていただいたわけではございません。これも事務的にも合併協定までに一応確認をしていただきたいと思っておりますけども、基本的な考え方をここで一応列挙したということでございます。

内容的には、まず1番は、両町で同一あるいは同種の団体に対して出している補助金は補助金を統一する。その前提は当然組織の統合だということになりますけども、そういうものが1番でございます。

いずれかの町のみにある団体に対する補助金は、新町全体の均衡に配慮して調整するというのが2番目でございます。

これは上2つはいわゆる組織に対する補助金ということでございましたけども、次は事業内容に対する取り扱いの違いということで、同一・同種の事業に対する補助金は制度を統一する方向、それからいずれかの町のみで実施している補助金は新町全体の均衡に配慮して調整ということでございます。

他の補助金等として整理統合できるものは整理統合するということを確認的に5番に記

載してるといような内容でございます。

17は字名の取り扱いでございます。字の名称自体はそれぞれの今の字を使うということで、これを御確認いただいたところでございますけども、いわゆる公的な記載の場におきましては会見町が今やっている大字をつけない表記ということで確認的にここに記載しております。

それからいわゆる公共的団体でございますけども、これはまだ未提案でございますけども、これ基本的には公共的団体ということでありまして、公共団体ではございません。そういうものにつきましては新町発足時に可能な限り統合するよう今後調整するということが前提でありますので、そういう確認的な規定ということでございます。

各町の事情に応じまして、全く共通しないものがあるものにつきましては今のまま続けていくというのを原則とするというような趣旨でございます。

19番は、慣行の取り扱いでございます。いわゆる町章でありますとか町民憲章でありますとか、そういうものにつきましては住民参画的手法により新町で調整してはどうかという趣旨の、これも協議のときにはなかったわけでございますけど、住民参画的手法というのは、まちづくり計画の中で基本的に住民参画的な手法でやっていくということを一応確認いただいておりますので、そういう表現を加えております。

なお、表彰・顕彰制度につきましては、新町において調整するんですけども、名誉町民につきましては引き続き顕彰するということが確認されておりますので、その部分を抜き書き的に記載したというところでございます。

それから国民健康保険事業につきましては、本日本来提案するものでございますけども、基本的に制度の枠組みがおおよそ決まっておる関係で一部相違があるところだけ記載しようという趣旨でございます。

1番は税率及び徴収方法でございますけども、16年度年度途中で一緒にするというのは難しいということで、17年度から合わせましょう。

それから保健事業は、新町が発足した段階で調整する。

それから無診療者表彰については会見町の例でやっていくということで、これはまた本日後刻、内容につきましては提案いたします。

それから介護保険事業の取り扱いにつきましては、13番のところの一部事務組合等の取り扱いで南部箕蚊屋広域連合についてはそのままその枠組みを継続するというものでありまして、その趣旨を再掲しております。

それから22番の消防団の取り扱いでございますけども、両町の消防団を統一して8分団とする。

それから報酬の取り扱いについては西伯町、出動手当については会見町の基準ということにしております。

団員の資格年齢につきましては、会見町の例ということでしております。

以下、各種事務事業の取り扱いについてでございますけども、ちょっと順番に項目だけ確認していきたいと思っておりますけども、1番は議会でございます。2番、選挙、3番が防犯灯、4番が総合計画審議会、それから5番が集落有施設等の助成、6番が定住促進奨励、7番が国際・国内交流、8番が広報、9番が出納事務、10番が県からの権限移譲、11番が電算処理、12番が防災、13番、交通安全、14番が地籍調査、15番がゴミ処理、16番が環境基本計画、17番がISOの14001の取り組み、18番が健康対策、19番が児童福祉、20番が社会福祉、21番障害福祉、22番人権・同和施策、23番が町独自の医療費助成制度、24番が老人福祉、25番が農業振興、26番畜産振興、27番林業振興、28番商工業振興、29番が観光振興、それから30番は水道、31番が下水道、32番はいわゆる道路管理、33番が道路改良の地元負担金、34番が町道舗装の地元負担金、35番が急傾斜地崩壊防止対策事業の負担金、36番が町営住宅、37番ががけ地近接住宅移転事業費補助、38番が小学校、39番が中学校、40番給食センター、41番社会教育、42番社会体育、43番図書館、44番文化振興、45番公民館、46番行政区ということで、今のところこの46項目で合併協定を結んではどうかという形になっております。

この主要事項につきましては基本的に同じ項目がどこの合併協議でも上がってくるわけなんですけども、各種事業の書き方につきましてはそれぞれの合併の項目でどこが重点、どこは多少なりとも重さが低いというようなことがありまして、おのずと違ってくるものというふうに考えられております。

その書き方でございますけども、したがいまして多少表現の法則が違っておりましたも重要だと判断される内容については多少細かく記載しても構わないんじゃないか。

それからこれは基本的に協議事項のすべてを網羅することは当然できませんので、この協議会としてこれだけは外せないというものが網羅されたらそれで合併協定としてはよいのではないかという判断ということで見ていただきたいと思います。

今後3回の協議会での協議の中でこの中に盛り込む項目自体がどうだろうか、あるいは

記述の仕方がどうだろうかということも順次御審議いただきたいと思います。

この内容につきましては、まだ未決定の事項がございますので、次回以降、具体的な内容につきましては御審議ということで、本日はあくまでも内容的なものについての御質問等をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

坂本会長 膨大な項目をはしょって説明しましたが、このような合併協定書に調印をしたいということで提案を、事務局の原案として提案いたしております。3回の協議のチャンスがあるわけですが、今日全然せんわけでもないですから、皆様方の方でお気づきの点などがあつたら御指摘いただきたいと思います。御意見や御質疑はございませんか。

岡田委員。

岡田委員 字句の修正をお願いしたいところがありますけども、いいでしょうか。

坂本会長 どうぞ。

岡田委員 一番最後です。15ページ、地区公民館協議会委員とありますのは調整段階で地区公民館運営委員に改めてあつたと思いますが、いかがでしょうか。第12回か何かの会議でこれが出ております。その点ちょっとお調べ願って、もしそうであれば修正願いたいと思います。以上です。

坂本会長 後でまた調べて、措置をしたいと思います。

福田委員。

福田委員 5ページでございます。5ページの4番で総合計画審議会というのが表記、記載されておるわけですが、今、西伯町なり会見町でそれぞれ審議会あるいは協議会なるものが法によって、あるいは条例によって設置をされておるといふ具合には思っております。そこで、ここでは総合計画に限られてあるわけですが、
、
の関係でこういう考え方で今後審議会等いくとするならば、私はそれに付随する従来の条例に基づいたものがどうなっていくのか、あるいは協議会的な従前やっておったものがどう整理をされていくのかというような感じからしますと非常に最近議会議員というのはこの審議会等には議決機関の立場上、参画すべきでないという流れというのものもあることは事実でございますし、それからもう一つは、住民参加の姿勢から公募等の委員を置くとする、これは大変結構なことだというぐあいに考えております。したがって、ここで総合計画審議会、その次に若干そうした今申し上げたような内容の表記ができて一体的にそうだと、
、
が基本方向としてどうかという気がしますんで、この点検討していただければというぐあいに思います。これが1点でございます。

それから2番目として、9ページでございます。審議をしてきた経過からは内容的によくわかりますけども、文言的には「対象の広い」という言葉が使っているわけですが、比較をした場合にこっちの方が多いということの表現だろうというぐあいに思います。審議段階では全くそのとおりだと思いますが、やっぱり最終的にまとまっていくとするならばこうした制度についてはこの方向、この方向、特に広いということにこだわることはないじゃないかなという気がしておりますので、この点についてどのようなお考えで表記なされてどうかということは後刻の審議で十分だろうと思いますが、若干気がついた点でございます。

それから10ページでございますが、25、先ほど申し上げました審議会の件でございます。農政審議会はここで上がっておりますが、ここでは会見町の例により云々の文言だけになっておりますので、そうした整合性の問題等も含めてどうだろうかという気がして見させていただきました。

坂本会長 とりあえず3つぐらいで区切って。

福田委員 ほんなら、そこまでにさせていただきますかね。

坂本会長 まとめるとわからんようになります。

福田委員 いや、今日はざっとしたことですけん。いずれ3回も審議場所とっていただいておりますので。

坂本会長 それぞれにお答えください。

桐林次長 それではよろしいでしょうか。5ページの23の(4)総合計画審議会ですけども、これはそれぞれの個別の審議会等につきまして議会議員を置くべきか、置かざるべきか、ということが個別に論じられてきておりまして、総合計画審議会での重要な内容としてこういう構成にするのだということがあったように理解しておりまして、この総合計画審議会につきましてはこういう表記をとっております。

そのほかの審議会等につきましては、一応個別の議論で議員の委員を置く置かないを調整してきた経過がございますので、そのほかの審議会等で記載すべきものが落ちてるということであれば、その項目を入れまして、それによってその内容で書くべきことか書かざるべきかということを経験していただくということで、これでこれを代表させた形でやるという形はちょっととりにくいのかなというふうに考えております。

福田委員さんの腹案の中でこういう審議会等については書くべきだということがあれば、そういうものを御提案いただいた上で、こういう形のものを記載する、あるいはほかの審

議会等につきまして重要な内容について記載すべきという形で変更するのがよろしいんじゃないかということでございます。

福田委員 その点わかりました。

桐林次長 それから9ページ、この23番の対象の広いというような表現でございますけれども、審議の過程でもう考えがはっきりしてるんだからいいじゃないかということであれば回りくどい言い方は特にしなくてもいいというふうに思いますので、これまた最終的に御審議いただければ、それに合わせて変更したいというふうに考えております。

それから……。

福田委員 10ページのはええです。先ほどおっしゃいましたことで説明がありましたから、申し上げたの。

坂本会長 以上で答弁として、まだありますか。

どうぞ。

福田委員 次が13ページでございます、38番小学校ということが書いてあるわけで、確かに内容的にはどうかなという気で表現上述べさせていただくわけですが、いわゆるの校区の問題で、前段はこのとおりでございますが、新町発足後の見直しを行うこととするということで、これ小学校も中学校も書いてあるわけでございます、この辺の表記がまた後刻どういう内容云々の問題、いろんなことがどのように影響出てくるのかなという、この見直しを行う、この辺の表現上の問題です。きょう深く議論は差し控えたいと思いますが、この辺について校区を変えるという意味での見直しということに使われるのかどうか、この辺がありますんで、若干そのことだけ申し上げて、特に見解は、今日は要りませんので、もしあれば後刻の会議で御説明をいただけたらなというぐあいに思っております。

それから4番にスクールバスという表記がございます。ここでそのスクールバスという位置づけをどのように受けとめるかということですが、確かに会見町さんの方でも、小学校では特にあるかないかわかりませんが、余りよくわかりません。ただ、中学校が遠隔地からバスで学校へ輸送するということは若干聞いておりますんで、それをスクールバスというらえ方をしていくのかどうか、という点がございます。特に小学校の場合に、運行方法あるいは通学費の助成については、16年度は例ですから、これは当然のことだろうと思っておりますが、17年度以降の新町町政についてはスクールバスとしての位置づけあるいは今後どういう格好になっていくかわかりませんが、コミュニティバスの関係と通

学福祉とを含めた総合的なものがここで関係が出てくるかどうか、この点がよくわかりませんので、特にスクールバスということで限定になっておりますから、そうした点についてお考えがあればちょっと聞いておきたいなというぐあいに思っておるところでございます。

それから最後になりますけど、これは全くここに記載のない問題でございますが、特に西伯町の私、立場ですから十分わかり過ぎるほどわかっておって発言をいたしますが、いわゆる西伯病院、今年度から建設に着手をしたという実態でございますが、16、17年と建設に入るわけでございますけども、方針としては会見町さん側の住民さんの方でもかなり心配があったということではお聞きをしております、このことについては西伯町あるいは病院関係者も詳細に説明をし、御理解をいただく努力をしたということで私ども承っておりますが、やはり一つは議論しておくべきじゃないかな、あるいは協定の中で記載ができればという中は、国の制度的な資金が一般会計に入ってきてまして、それが病院の方へ繰り出していくという手法が今日までとっておるわけでございます。したがって、新町になったときに会見町さん側の方で一般会計から病院に出すことはおかしいじゃないかというようなことが逆に出れば、一つ、私はこの協議会段階と病院に対するとらえ方というのがどうかなという気がして感じたものでございまして、病院の位置づけなり表記がこの協議会協定書の中でどうだろうか、このことはここに書いてありませんけども、考え方がもし何かあればお聞かせをいただいております。以上です。

坂本会長 事務局で何かあれば。

桐林次長 特に答えは要らないということでありましたけども、一応お答えさせていただきますれば、校区のことにつきましては、新町発足後ということで特に時期を明確にはしておりませんが、見直した結果、やはりそのままになるかどうかも含めての見直しというような趣旨で、ただ合併して未来はもうこれだよという考えではなくって、少なくとも見直しだけは、見直しの決定いたしますか検討だけはするんだというようなところが必要ではないかという趣旨で今こういう書き方をしているところでございます。

福田委員 わかりました。

桐林次長 それからスクールバスという表現ですけども、この表現につきましてはどれがいいかというのはいろんな書き方あると思いますので、例えば通学バスというような形でもよろしいと思いますし、またその内容の書き方につきましてももう少し明確に書けということであればそういうことを御提案いただければと思います。特に表現、これで絶対、

これが正しいんだというような内容ではないと思っております。

それから西伯病院の取り扱いにつきましては、一応この中では今記載しておりませんが、まちづくり計画の中でも医療機関の中核医療機関として位置づけるんだというようなこと書いております関係で、合併協定書におきましても建設計画、その後の運営というようなことについて何がしかの言及が必要だということであれば少し検討して入れるような方向もできるんじゃないかというふうに考えております。

福田委員 わかりました。

坂本会長 よろしいですか。

福田委員 よろしいです。

坂本会長 ほかにございませんか。

磯田委員。

磯田委員 14ページの42、社会体育の なんですけれども、新町発足で委員数を7名以内として構成すること。そのうち2名以上女性にするとともにとなってるんですね。この2名女性というのがどういう意味合いがあるのかということと、審議会委員などというのは県の条例では男性でも女性でもどちらでもいいんですけども、40%を、そういうふうな努力をなささいというふうになってるんですね。それであえてここに上げてある。5ページの総合計画審議会、(4)ですね、そこには、ここには触れてないんですね。ちょっと何かおかしいかなという気がしたものですから、ちょっと質問させていただきました。

坂本会長 事務局。

桐林次長 性別の構成比のことにつきましては、特に総合的に配慮していない段階でございまして、個別の協議の段階での内容をそのまま記載した関係でこのようになっております。

この2名以上というのがいわゆる男女共同参画の目標値としてどうかということであれば、ちょっと一遍戻る形になりますけども、そこの部分見直すような形で一度御提案申し上げて確認をとっていただいて直す。いずれにしても3人以上ということになるわけですね、7名だということになりますと、男性が3人か女性が3人かという形になりますんで、4割以上ということになりますとですね、そうするともう一度枠組みからちょっと考えないといけないかなというようなこともあろうかと思えます。もしやはりちょっと今の段階で見直した方がいいということであれば、そこのところを改めて議論していただくという

ようなことになるかと思えます。

坂本会長 これは会長が引き受けてみたいですけど、県の条例で40%という数字が出ておりますから、県の条例にある程度拘束されるじゃないですか。

桐林次長 一応努力目標でなりますけども。

坂本会長 ですから男女共同参画の項にそういう記載の仕方をして、個別のこういう委員の数に女性を何名にするというような記載はやめにしたらどうでしょうかね。いかがでございましょうか。

(「それがいいですね」と呼ぶ者あり)

磯田委員 済みません。私もそれがいいと思うんです。それでこの女性って特別に上げないで、男性でも女性でもどっちでもいいんですね、そのパーセンテージは。だから女性をというふうな上げ方はしない方がいいのではないかなと思うんです。別に男性が40でも、女性の方が多くっても率的にはいいわけですから。ということ県条例ではうたってるんじゃないかなと私は思っておりますけど。

坂本会長 そのように皆さんも御意見がまとまるようでございますので、男女共同参画のところそういう記載をして、個別の委員の中には性別、人数までは書かなくてもええじゃないかということで、次回提案し直していただきます。そういうことで取り扱わせていただきます。よろしくお願いいたします。

ほかにございせんか。

佐伯委員。

佐伯委員 4ページの慣行の取り扱いの関係ですけども、のところ住民参画的手法により調整するというところに書いてあるわけですが、会長のあいさつの中で再度またいわゆるまちづくり委員関係についても公募というようなことも言っておられたわけですけども、これとはまた別個に住民参画的手法というのをどういうふうな位置づけで考えておられるのか、ちょっとお聞きしておきたいと思えます。

坂本会長 事務局。

桐林次長 お答えいたします。

この手法につきましては、正直言いましてまだ未確定でございます。住民参画と申しましてもいろんな手法があると思っております。選定委員を公募する方法からパブリックコメント的なやり方をする方法等いろいろあると思っておりますので、いずれにしましても50年前のこと引き合いに出してももうどうしようもない話なんですけども、50年前の経過で

ちょっと調べてみますと、やはりいわゆる町の代表的な方が集まってその方たちのみでそういうものを決められたという経過もございますようですので、そういう手法ではなく、具体的な手法はこの段階では規定することがちょっと難しいんですけども、そういう方法ではなく決めていくという趣旨でちょっと広く理解していただけたらというふうに考えております。

坂本会長 佐伯委員、どうですか。

佐伯委員 いずれにしても今後考えるということですね、中身はね。今のところこうだという決め方はしないという、限定じゃなくて今後協議、考えていくということになりました。

坂本会長 ほかにございませんか。

2 ページにいわゆる広域連合や一部事務組合などの取り扱いということが網かけで残っておりますが、これはいまだちょっとはっきりしない部分もありまして、26日までに構成団体の脱退というようなことももしあれば、当然この項が変更になりますので、御承知おきいただきたいというふうに思います。

福田委員 今段階では何の動きもないわけですか。

坂本会長 今のところはございません。

福田委員 例えば南部土地開発公社、清掃施設管理組合とか、いわゆる3町でやっているような関係がパターンが今こうなりかけておるもので、ないということですから結構でございます。

坂本会長 蛇足ですけど、土地開発公社は溝口町さんも持っておられまして、そうすると向こうでされる可能性が高いのではないかと、こういうふうに思っております。

ほかにございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、この合併協定書の案につきましては、今後さらに協議をする機会が設けてありますので、委員の皆様方にはさらに深く研究していただきまして、次回以降の協議に臨んでいただきたい、このように思います。

また、本日御提起されましたさまざまな件については、事務局の方でも再度よりよい原案を作成しまして、次回以降の会に提案をさせていただくということでこの項については終わりにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、この合併協定書の案については、きょうはこれで終了いたします。
切りのいいところで1番をしたいと思いますので、引き続いて(2)住民福祉部会の社会福祉業務の取り扱いについてを提案いたしたいと思います。

赤井課長。

赤井課長 会見町町民生活課の赤井でございますけども、提案事項第2号の社会福祉業務の取り扱いにつきましては、両町の町民生活課、それと西伯の健康福祉課、会見町の福祉保健課、項目がまたがっておりますので、説明につきましては西伯の町民生活課の前田課長の方から説明させます。よろしく申し上げます。

前田課長 西伯町町民生活課、前田です。そういたしますと住民福祉部会、社会福祉業務の取り扱いにつきまして御提案申し上げます。

各種委員でございますが、民生児童委員につきましては、西伯町20名、会見町11名でございます。各地区に必要な数を配置するという考えで、両町の委員数を継続し、町補助金につきましては新町において調整いたします。

民生児童委員協議会でございますが、西伯町の例により年12回開催いたします。

民生委員推薦会でございますが、新町において各町同数の委員を選出ということで調整いたしまして、報酬につきましては総務企画部会の報酬審議の中で調整をいたします。

下でございますが、行政相談員でございますが、これは両町の制度を継続して実施いたします。

1枚はぐっていただきまして2ページでございます。保護司でございますが、これも両町の例により行います。

続きまして、慰霊祭、献花式でございます。これは会見町のみ実施をしております、これは新町で調整をいたします。

行旅死病人等援護及び放浪者援護でございますが、これは両町の例により実施いたします。

下の災害弔慰金等でございますが、これは両町同じ制度でございますので、両町の例により実施いたします。

次のページでございます。シルバー人材センターですが、補助金は継続いたします。

その下のあいのわ銀行でございますが、これは西伯町のみ実施しておりますボランティアの時間預託制度でございます。社会福祉協議会へ運営委託をしております。これは西伯町の例により実施いたします。

続きまして、母子父子家庭福祉でございます。中学卒業記念及び入学支度金等でございます。これは県の制度でございますので、両町の制度を継続いたします。

災害遺児手当でございますが、これも県の制度でございますので、両町の制度を継続いたします。

一番下の児童福祉手当でございます。これは西伯町の制度でございます。支給対象者は障害児または遺児の扶養者ということでございます。これは所得制限を設けて西伯町の例により実施をいたします。

はぐっていただきまして、母子小口貸し付けでございます。これも両町の制度を継続して実施いたします。

最後でございますが、母子福祉年金でございます。これは会見町で実施しております義務教育課程にある母子家庭の母で児童を養育する者に対して支給されておりますが、これは西伯町のみ実施の前ページの児童福祉手当の方に統合をするものでございます。よろしく御審議お願いいたします。

坂本会長 ありがとうございます。

ただいま住民福祉部会の社会福祉業務の取り扱いについて御提案をいただきました。

御意見や御質疑を求めたいと思います。

福田委員。

福田委員 1ページ目でございますが、民生児童委員の関係でございます。一番上の委員の関係は書いてあるとおりでよくわかりますが、ただ、この中での任期3年という下の中に13年12月1日から16年11月30日、こういうことの任期になっておるようでございます。そこで下におりまして民生委員推薦会の関係でございます。ここでは両町の関係ここへ書いてありますが、委員数が同数、推薦委員会の委員が14名ずつであって、その下の米印の文言も書いてありまして、お尋ねをするわけでありましたが、委員数が新町において調整をする。これは10月1日に推薦委員の定数を決めるという考え方だろうかというぐあいだと思います。もしそうだとすれば、8月ごろ、合併前に推薦会を開催をして次期の民生委員さんを推薦をする、こういう流れに受けとめるわけでございますが、こちら辺の整合性がどうかいなという実は感じがいたしますので、お尋ねをしておきたいと思います。

坂本会長 前田課長。

前田課長 16年8月に推薦会を行いますのは、一番初めに16年11月30日までの

委員さんの推薦に対して行うものでございまして、新町において調整するものは、その16年12月1日からの任期のものに対して行うものでございます。以上でございます。

坂本会長 福田委員。

福田委員 ということは10月1日に合併しますよね。新町の民生児童委員というのが本来ですとそこできちっと17名が誕生をするという格好になるわけですが、ところが13年から10月1日までは当然各町の民生児童委員さんであるわけだけども、10月1日以降というのはどういう取り扱いの立場になられるかなと、その辺がちょっと私まだのみ込めませんので。それで委員会の推薦会だけはことしの8月ごろに開きたいという提案のようございまして。

坂本会長 赤井課長。

赤井課長 私、今の民生委員の担当課ではありませんけど、11月末まで担当課でしたのでお答えしたいと思いますけど、先ほど前田課長が言いましたように、推薦委員さんの任期については今のことしの12月1日から民生委員さんになられる方を選んでいただく委員さんということでございます。それで民生委員の委嘱については、厚生労働大臣が委嘱いたします。ですから民生委員の数については、今のところまだはっきりしておりませんが、一応現人数は変えないということで上の方から話の方は来ております。ですから例えば言いますと、合併したからといって寺内と清水川が担当区域になるということはありませんし、御内谷と馬佐良が一緒になるということもありませんので、民生委員さんの数につきましては、ここにも書いておりますように西伯の場合でしたら現20人、会見町の場合でしたら11名というものが一応合併しても12月1日からの厚生労働大臣の委嘱がそういう格好で委嘱されるということを一応聞いております。

福田委員 わかりかけたわけですが、一応厚生大臣の委嘱だということはよくわかります。ただ、推薦をする段階で会見町と西伯町がやったきたわけで、それがいわゆる16年の11月30日まで委嘱を受けた任期なんですね。したがって、今度南部町としての推薦をする委員さんというのは従前どおりの人数を12月1日に委嘱をしてほしいという推薦のものを上げていくという受けとめ方すればええわけですね。全くそのとおりですね。(発言する者あり)8月に12月1日のものをこの14名の推薦委員さん方が上げていくということなんですね。したがって、今後の問題については、推薦委員さんは新しくなれば28じゃなくして調整をという、そのことですか。

坂本会長 赤井課長。

赤井課長 ちょっと済みません。推薦委員さんの任期につきましては、一様に3年間という格好ではなくて、新しい委員さんを選んでいただく期間だけ一応推薦委員さんという形になっております。ですから例えば12月1日で新しい民生委員さんが出られまして、その後に例えば病気とかでやめられたという格好で補欠の委員さんを出す場合、また推薦委員会をしてもらうわけですけど、その場合、一応この14名といいますのは、1号から7号委員さんという委員さんがありまして、それでその各号の同数の委員さんを出すという形になっておりまして、西伯にしても会見にしても一応1号から7号委員さん各2名ずつという格好で14名という格好の委員さんに出てもらっております。ですからこの分が例えば新町になってから7名でいくのか14名でいくのか21名でいくのかという格好になろうかと思っております。

福田委員 その辺の調整ということですね。

赤井課長 はい。

福田委員 足せば28だけど、28なんてことは考えないで、この数字を調整をして、今おっしゃるような範囲の中でということですね。

赤井課長 はい。

福田委員 わかりました。

坂本会長 よろしいですか。

福田委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

板委員。

板委員 この開催回数のことなんですけど、民生児童委員協議会、西伯町12回と、それから会見町10回開催ということで、西伯町の例によるとなっておりますけど、この開催回数は協議会外で協議することじゃないんですか。これをここで協議するような話なんですか。

坂本会長 赤井課長、答弁。

赤井課長 実は民生委員会の方でも合併協議会というのを立ち上げております。それでその中でも、ここでも書いてありますように西伯町が年に12回、会見町は一応昔から農業で忙しいということで、農繁期には休会なっております、それで10回という格好で今までずっと来ておりまして、それでこの間も、昨年暮れでしたけど、西伯の民生委員の会長さんなり事務局とも話ししまして、ここにも書いてありますように毎月せないけん

だないかということで西伯の例によるという格好で12回ということで上げております。確かに板委員さんの言われますようにここで上げるべきではない事項だかもしらんですけれど、一応ここで上げさせてもらっておりますので、よろしく願いいたします。

坂本会長 わかりましたか。

板委員 わかりました。

坂本会長 これは本当におっしゃるとおりですわな。協議の経過をここに記載したということのようですので、御容赦いただきたいと思います。今度具体的に出すときには、もうちょっと検討してみましよう。

梅原委員。

梅原委員 3ページのあいのお銀行というのがあります。これちょっと会見町にないもので、こういうシステム、それでしかもボランティアの時間預託制度ですか、そういったものとか、あるいは基金の3,000万とか、福祉協議会に運営委託というの書いてございますが、これの実際の運営とか、この制度はどういうものなのか、ちょっと説明してもらえませんか。僕ちょっとわからないもので。

坂本会長 松原課長。

松原課長 西伯町健康福祉課長、松原でございます。どうかよろしくお願いいたします。

先ほどのあいのお銀行の制度等の規定でございますが、これはボランティアの形を点数で何らかの形で示す制度でございまして、点数で預託いたしまして、今度自分が、ボランティアした方が今度ボランティアを受ける場合に点数でもって精算する、支払うというもので、社会福祉協議会がこの事務取扱を受け付けをして対応しておるものでございます。これはあいのお銀行設置条例、それから西伯町あいのお銀行基金条例等で運営されてるところでございますが、これは会費は1,000円を1点とみなし預託するものとするというようなことが定められております。

具体的には、このあいのお銀行の……（発言する者あり）どういう、かなり長くなりますので、ちょっと飛ばしたわけでございますが、次回に資料を提示させていただきますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

梅原委員 わかりました。

松原課長 ちょっとかいつまんでどう言ってお話しした方がいいか思ったわけですけども。じゃあ、そういうことで。

坂本会長 住民の皆さんのボランティア活動を点数に換算して銀行で預託しとして、将

来必要なときに引き出して使うという、住民の互助制度。

塚田委員。

塚田委員 ちょっとそれについてよろしいですか。先ほどあいのわ銀行が出てきたわけですけど、もう既に何年になりますか、西伯町は。

坂本会長 8年。

塚田委員 8年になります。もう既に町民の方は相当な点数を預託をしていらっしゃる方があるわけです、西伯町の場合は。ところが、今度合併をして南部町になったときに会見町の方というのはもうゼロからスタートするわけですし、実際その預託を引き出すときになったら不公平が生じるのではないかなという気がするんですけども、そのあたりはどういうふうに考えておられるのか。

坂本会長 松原課長。

松原課長 合併したときにはうまくソフトランディング、なじむかという御質問でございますか。

塚田委員 というより全くゼロの部分ですよ、会見町の方というのは。ところが西伯町でもう既に何千点と預託していらっしゃる方があるわけですよ。それで実際預託を引き出して使うようになったときに格差が生じる、不公平が生じるんじゃないかなという気がするんですけど。やってないからもらえないということはそうなんだけど、現実には会見町にはそういう制度がないわけですから、制度がないからおのずとゼロなわけですけど、何となく割り切れん部分があるんですけど。

松原課長 お気持ちはよくわかります。10月1日でもって合併になるわけですから、そのときにぴしゃっと今となじんでスムーズにすべてが平均化して、それが一番いいんですが、実際に積み立てておられる方はおられますし、だからその方はその方の点数があるわけですから、それじゃあもう一遍ばらして一からやり直すということは今までやられた努力というものが何か報われない面がありますので、新しい、実際持ってる、預託されている方はそれはそれとして大事にしていき、新町の新しくされる方はまたそれを新しい一からスタートということで積み立てていただくしかないかと、今私がひらめいたところでございます。

坂本会長 塚田委員。

塚田委員 確かにそうなのかもしれませんが、例えばこの8年間で、会見町で同じようなボランティアをしとられた方というのはゼロなわけです。ところが、西伯町ではそれ

がずうっと預託になってきて、何で、っていうことになってきて、格差が生じてくるわけでしょう。それがうまいことできるのかどうかということですね。

坂本会長 松原課長。

松原課長 今まで住民福祉部会の中でそのところを新町になったら両町一緒になってやるという範囲でしかどうも審議がないようでございます。そのものソフトランディングとか、どういった、点数を新しく付与してあげた方が良いのか、それやっぱりデータとかいろいろ難しい、具体的はいろんな積み上げ必要であります、実際にはなかなかはっきりすかつとした明快な制度、一緒にマッチングするようなこともなかなか案が出なかったではないかと私、思います。

したがって、そこをうまくやるにはどうしたらいいかということでございますが、新町にと言うしか思いつかないところでございますが、いい案がありましたらひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 この制度を同じものを引き継ぐことで基礎点数は各付与するわけよね、条例上。今までためておられるのは、あくまで西伯町の中でもためた人もありやあ全くためてない人もあるわけで、特に今話題になつとるようなことは、問題は起こらないと私は思ってますけどね。この制度をやめということになれば、これは西伯町ためられた人には戻さないけんけど、これの制度を引き継ぐことによって会見町の人にも基礎点数が条例上みんな当たってくるわけですから、自動的に、だからみんな住民の方が、中学生以上ですかいな、基礎点数をもらって発足するわけですから、特に問題は起こらないだろういうふうに私は感じるでございますけども、そこら辺はどうでございますか。

坂本会長 松原課長。

松原課長 あいのわ銀行設置条例を見ますと、基礎点数の付与、第5条ですが、会員になれますと基礎会員には1人100点を基礎点数として付与するものとする。先ほどの森岡委員の言われたことその点にあると思ひますので、同一にこの制度の設置条例に基づいて運営をいたしますので、基礎的なものは付与されます。あと西伯町においてもやはりボランティアされない方もおられますし、された方はどんどん点数が積み上がっていきますので、そういった形でいかざるを得ないかなと思ひているところでございます。

坂本会長 塚田委員、よろしいですか。

宇田川委員。

宇田川委員 今回のこの問題は、梅原委員の質問があったように、会見町で全くそういう認識というか、そういうもんがない中で、西伯町の委員さんと西伯町のいわば行政の方で受け答えして見ておられえけど、そげでなしに次回にそういう資料があるなら全員に配って、こういう事業をしておるからこれに対して合併してからどういうふうにするかというのをせんと、はっきり言ってわけのわからんようなごじょごじょごじょごじょしとったって時間ばかりたつんで、次回に会長、回いてください。

坂本会長 両町で取り組んでいる事業にはさまざまな事業があって、その都度そういうものをすべて委員の皆様方に出して御審議をいただくのが正しいかしらんけれども、それこそ進みません、前に。基本的には両町の専門部会で十分審議をしてこのような調整方針を出しておりますから、私は特に特別に資料を出して云々ということを考えていません。ただ、今回については特にそういう御要請もありますから、このあいのわ銀行設置条例、基金条例について概要がよくわかる資料を次回説明してください。よろしく願います。次回に回します。

次、ほかにありませんか。

佐伯委員。

佐伯委員 この中身の中は次回ということですが、若干勉強のためにちょっとお聞きしておきたいと思いますが、ここで社会福祉協議会運営委託ということであるわけですけども、この社会福祉協議会の今現在合併という方向で協議をされているように聞いております。そういう中で今後、例えばこのあいのわ銀行にしても、あるいは他のボランティア関係のこと、あるいは仕事上の関係のこと、それぞれ今現在の西伯町社会福祉協議会、会見町社会福祉協議会の中で異なったような状態の中でそれを一つに合併するというところでやっておられるわけですけども、その中身として、例えば会長さん自身としての進行状況、いわゆる社会福祉協議会の進行状況は若干でもこの場の中でこういうある程度の進みぐあいがありますよということがあるわけでしょうか、ないんでしょうか。といいますのが多分に社会福祉協議会ということでの、例えばこの問題、あるいはボランティア、あるいはそれぞれの関係がこの町民生活課あるいは福祉保健課等々にまたがって一体となって社会福祉協議会は運営されるというふうにご考慮しておるわけですか。そういう面でご考慮したいと思っております。

坂本会長 赤井課長。

赤井課長 また担当外でございますけど、社会福祉協議会の方の、今、合併協議会をし

ておりまして、その考え方としましては町から受託した事業については一応引き続き受託してやっていきたいという考え方は社協の方で持っております。ただ、行政として委託者側としてこのままでの受委託の関係を継続してやるかどうかについてはまだ行政側の方では示しておりません。ですから社協の方としてはそういう格好で受け皿は今までどおりにやっとなるわけですけど、一つ、会見社協と西伯社協の今の社協の受託の関係ですけど、会見町の場合はかなりの介護予防とか軽度生活支援とかいう事業を一応社協の方に委託しておりますけど、西伯社協の場合はそういう行政との受委託が、そこに載っておりますあいのわ銀行はそういう格好で町の事務の分を受託してやってるわけですけど、それ以外はどうもやってないように聞いております。ですけど、そういう格好で会見社協が受けているような形で調整が図られるという話は一応社協の合併協の中では進められている話は聞いております。以上であります。

坂本会長 いかがでしょう。

佐伯委員 よくわかりました。ただ、こういう形で合併当然するわけですけども、例えば今働いておられる職員の方の、それらの仕事量的についてはどの町との合併に対しても考え方で増減等々についてはないわけですか、それからそれなりにあるわけで、その辺はまだつけてないわけですかね。

坂本会長 赤井課長。

赤井課長 社協の方からも合併してからじゃあ例えばさっき言いました町からの受託事業について、そのほかの事業についても例えば西伯町の社協がそういう格好で受託した場合について職員が今の、何名おられるかちょっと私もはっきり覚えてませんが、その人数が例えば受託したら何名必要になるかというような話はまだ社協の方から聞いておりません。

坂本会長 佐伯委員、会長の方からちょっと一言言いますと、基本的に町の職員もそのように扱うように、合併によって身分を失うというようなことがないように両町の会長は協議なさっておられますし、それから町の方もそういうことに当然配慮して一定の業務量を確保しなくてはならんということは三鴨町長さんとも話をしておるところでございます。

佐伯委員 了解です。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、住民福祉部会、社会福祉業務の取り扱いについ

ては、以上で終わりたいと思います。

そういたしますともうちょっと頑張っていたきたいと思います。(3)番国民健康保険業務の取り扱いについてを御協議いただきたいと思います。

事務局から提案してください。

赤井課長。

赤井課長 そうしますと5ページの国民健康保険事業の取り扱いについて御説明申し上げます。

国保の関係につきましては、御存じのように、国の制度であります国民健康保険税をもとに町の条例で国の規定を述べてございますが、この保険の中身にしましては、給付関係ですけど、これはそういう格好で国の法律に基づいてやっているものでございますので、両町同じで継続するという形で調整になっております。

それと冒頭に事務局の方からも若干この国保の関係については一応話の方があっておりますので、西伯、会見の違ったところだけ御説明の方を申し上げたいと思います。

1ページはぐってもらいまして6ページの方ですけど、運営協議会の委員ですけど、これにつきましても先ほどの民生委員の推薦会と同じような格好で被保険者、公益、それと保険医という形で3号委員さんまでありまして、これを同数という形の委員さんに出させていただいております。ですから会見、西伯の場合には、一応各号から2名ずつという格好で6名の委員さん出てもらっておりますけど、この委員さんにつきましても3の倍数という形になりますので、新町で調整という格好になりますけど、これは3名なのか6名になるのか9名になるのかという形になろうかと思っております。

それと報酬につきましては、これは報酬審議会の方で調整してもらおうという形に調整しています。

それと税率の方でございますけど、これは西伯、会見違うわけですけど、これについては、一応16年度はそれぞれ各町でそのまま継続してやっていきます。17年度から統一にするという格好で調整方針に掲げてます。

それで徴収回数ですけど、西伯の場合は徴収回数が10回ございまして、それと会見町の場合は6月、9月、11月、1月の4回になっておりますので、こういう面につきましても1回の総額が多いので、西伯町方式で10回でやった方がいいのではないかという格好で西伯町の例によるという形で調整方針を出しております。

それと保健事業についてでございますけど、西伯町は健康まつり、これは何か代満まつ

りだかという形で実施されているようですが、これは合併前のことしの場合、大体6月ごろにもう実施されてるようでございますけど、会見町の場合は合併後の11月の3日が健康福祉まつり毎年やっておりますので、そのことについても一応今年度についてはそのまま継続という形で調整方針出ております。ここで調整方針が新町で調整という形になっておりますけど、16年度につきましてそういう格好で会見町は合併後の実施になりますけど、旧会見町まつりの継続という形で一応16年度については会見町の例によるということでございます。17年度以降は新町で調整ということでございますので、よろしく願いいたします。

それから7ページの方です。無診療者の表彰についてでございますけど、これは会見町、ここにも書いておりますように1年以上から10年以上という格好で記念品を贈呈しております、この分につきましては会見町の例によるという形で調整はしてありますが、記念品贈呈の表彰の基準については、また新町で調整するというところでございます。

その他の事業についてですけど、西伯の場合についてはポスターの配布とか冊子の配布等をしてございますし、それと会見町の場合については全戸に健康カレンダーという形で配布しておりますけど、これ中身が違いますので、この分もそれぞれ事業としては継続して、内容については新町で調整するというところでございます。

それと高額療養費の受領委任払いでございますけど、西伯の場合は9病院と契約しております。それと会見町の場合は一応6病院ということでございますけど、この分についても一応西伯町の9病院にという形でいくということ調整いたしております。

それと5番の被保険者証については、これは全く同じでございますので、この分については省略いたします。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

国保業務の取り扱いについて御意見、御質疑をいただきたいと思っております。

宇田川委員。

宇田川委員 この今の税率ですけど、17年度から統一するだけうたっておりますけど、これは税率はどういうふうにする考えなのか、調整の考え方として。

坂本会長 赤井課長。

赤井課長 一つは、例えばここに書いております所得割なんかにつきましては、一応16年の所得が確定しないと実は今所得割というのが確定いたしません。ですから今の徴収……。

宇田川委員 統一する考え方。それわかるけど、この率が資産割が28.8と43%になってますが。その調整はどういうふうにして調整をするかという物の考え方。率を出すのだなしに、割合が違う、金額が違うのはそう大したことないけど、これだけ割合が違うと国保税が合併して上がったり下がったりが相当変わってくると思うんで、その辺のところの税率をどことなくあいにしてこれから決めていくかということ。

坂本会長 赤井課長。

赤井課長 一応税率につきましては、国の基準でいいますと、指導といいますが、一応税額のうち所得割については40%取りなさい、それと資産割については10%、それと均等割についても35%、それと平等割については15%という一応基準があります。それで一応所得割と資産割については応能割という言葉でっておりますし、均等割と平等割については応益割という言葉で呼んでおりまして、その応能割と応益割は大体50%、50%で取りなさいという格好での一応国の基準何か四方式だかという基準がありまして、一応それに基づいて各その4つの割合を出しておりますので。

桐林次長 どちらかに合わせるのか、新しい税率になるのか

坂本会長 赤井課長。

赤井課長 済みません。ですから17年度につきましては、16年の所得とか固定資産税とか人数とか世帯数が確定した時点でさっき言いましたパーセントによって決まってくる。ですからそれによって例えば所得割は7%になるのか、資産割が例えば35%になるのかというその数字によって結果が出るような形になります。

坂本会長 ほかにございませんか。

要るほどはとにかく集めなくてはなりませんから。応能と応益で50、50という大きな原則がありますから、両町の所得状況や資産状況を見とって50%取っていくということですから、これは結果の数字だと思います。

特にないようでしたら、この国民健康保険業務の取り扱いについては以上で終わりにしたいと思います。

ここで10分間ほど休憩したいと思います。3時15分まで休憩します。よろしく願いします。

(休憩 15時05分)

(再開 15時15分)

坂本会長 そういたしますと再開いたしたいと思います。

会見町長さんお帰りですけれども、提案事項が終わってから協議事項入らせていただきたいと思いますので。

4番の総務企画部会、交通安全業務についてを御協議いただきたいと思います。

森岡課長。

森岡課長 西伯町の企画政策課長、森岡でございます。よろしくお願いいいたします。そうしますと7ページですけども、提案事項第4号、交通安全業務の取り扱いについてということで、別紙の8ページから10ページの方で説明をさせていただきます。

第1番目に、交通安全指導員の関係書いております。組織でございますが、両町名前の違った組織がございまして、これにつきましては合併時に組織を統合するということで、当然下に書いておりますような協議会というような形をとるようにしております。指導員の数につきましては、11名、6名、合わせまして17名ということで、地域の方にそういった方が必要ということで17名にしております。

指導員の任命及び任期ということでございますけども、これは西伯町の例によるということで、任期は2年でございます。新町で新たに委嘱をするというふうに考えております。

報酬、費用弁償でございますが、報酬審議会の中で調整するというようにしておりますけども、会見町の例によるということで進んでおります。

それから4番目、行事と大会等の活動ということで、大きな仕事は各交通安全運動期間中の街頭指導になりますけども、以外に書いておりますような行事に参加していただいております。これは各町の活動を継続するというようにしております。

2番目に交通安全対策会議ということでございますが、これは両町に同じ会議がございます。これにつきましては会見町の例によるということでございます。この会議につきましては、そこにも書いておりますような交通安全対策基本法に基づくものでございます。それから報酬の関係でございますが、報酬も審議会の中でということで、会見町の例によるという方向で進んでおります。

3番目に交通安全大会並びに教室等ということで、両町それぞれ大会なり教室なりを開催しております。16年度につきましては今のままをやり、17年度以降につきましては新町でそれを調整するというようにしております。

はぐっていただきまして10ページになりますけども、4番目で交通安全補助金ということで、そこにそれぞれ書いております。西伯でいきますと6件、19万円、それから会見町でいきますと6件、13万6,000円という額になっております。これは16年度

につきましては各町の例によるということで、17年度以降に新町で調整をするという考え方であります。

それからチャイルドシート助成事業でございます。これは西伯の方では平成14年度の実績でいきますと19件、17万円、それから会見町の方では12件、11万3,000円という実績でございますが、これは西伯町の例によるというふうにしてあります。それは6歳未満児という部分の言い方と就学前までという言い方でございますので、法令表記に合わせるということで西伯町の例によるということにしてあります。

6番目、違法駐車等の防止対策ということで、西伯町には条例がございます。会見町にはございません。西伯町の例によるという調整方針を掲げておるところでございます。よろしく皆さん御審議をお願いしたいと思います。

坂本会長 森岡課長、6番は特に説明とかんでもいいか。特にない。概要を口頭で。

森岡課長 これは道路交通法にも当然違法駐車というのはもう法令でだめだということに記載しておりますけども、そればかりではなく、やっぱり町民の責務としましてそういったことを防止をするということを政策的に協力をするものでございまして、特に違法駐車等重点地域というものを決めながら、そこを重点的に違法駐車を防止するというような形をとるものでございまして、当然公安委員会等に協力要請をしながら違法駐車を防止するような内容のものでございます。以上でございます。

坂本会長 交通安全業務について委員の皆様方の御意見や御質疑をいただきたいと思っております。

福田委員。

福田委員 一つだけお願いします。9ページです。交通安全対策会議の項目の中でそれぞれの町の現況がありまして、調整方針に書いてあるとおり理解はいたしますが、これはあくまでも交通安全対策基本法により、さらには県の流れをくんで設置をされておることは理解をいたしております。そこで会見町の例ということではありますが、それぞれ9人の選出部署が書いてありまして、会見町さんの場合は町の職員3名、議会が1人、こういう格好になって、ここが違うんでなかるうかというぐあいに思いますんで、現状を、一般的には恐らく事務局は担当課が持っておられるだろうと思いますが、ここで上げられております町の職員というのは部署的にはどのような参画がなされておるかという点を聞きたいと思っておりますし、それから県の方向に準じてこういうものがつくられておると思っておりますんで、参考までに県の方でどういう構成メンバーになって、名前は別ですよ、部署です、どうい

うことになっておるかということでも知りたいな。といいますのはできるだけ町の安全対策会議であるならば、実務である、例えば小学校とか保育園の任意活動でありますけども、母親の交通安全、10ページに掲載をされておりますけども、そういう交通指導委員会とか、それぞれの協会等を踏まえてこちら辺のやはり声が出せるように層を厚くするようなことができないのかどうか、その点についてお尋ねしておきたいなと思います。

坂本会長 森岡課長。

森岡課長 西伯町の場合にいきますと10名、その中に町の職員が1名議員さんの方が3名ということ。それから会見町さんの方でいきますと逆な立場で議員さん1名に対して町の職員が3名というようなことになっております。

それで町の職員3名ということでございますけども、この観点からいきますと消防の関係の方が不問といいますか、そういった方が落ちております。そういった方、それから車両運行の関係の方も若干ないのかなという部分がありますので、そういった部分を新町の方で決めていきたいということで考えております。以上です。

福田委員 県は。

森岡課長 町の職員で、そういった形で総務関係、それから道路関係で建設課、それとその総合的なことということで助役と、助役、総務課長、建設課長というものを当て込んでるところでございます。以上でございます。

坂本会長 県はどうかという御質問もあった。

福田委員 今、会長が言ってくださいましたけども、西伯町と会見町で出し方に、例えば行政職員にしても西伯町は1人だったのが会見町は3人で取り組んでいく、こういうことですから、それはどっちが正しい、間違いはないとは思いますが、広範囲の中から安全対策会議がやっぱり充実していくということが広い意味でどうかと。これで基本法あるいは県のそういう方向で準じて、もうこれの中から出さないけんというもんなら私はあえて申し上げませんが、最後に申し上げました10ページに書いてあるそれぞれの交通安全に係る団体のようなものもあるわけですから、今後の10名の中にそうした代表も南部町として、複数は不可能だろうと思っておりますけど、そういうことも配慮ができないものか。あるいは交通安全協会も西伯町、会見町それぞれあるわけですし、これを足してみれば4名だという格好になりますから、それはもう4名というわけにはなりませんので、それが統一すれば2でいくのか、双方から1、1とか、いろんなテクニックはあるだろうと思っておりますんで、そういう考え方がどうかと、意義のある10名というもので、これは当然つく

らにゃいけん会ですから、ただメンバーの関係がどうかということなのでこの際議論し、お聞かせをいただきたいなと思っております。以上です。ただ会見町によるということだけで書いてありますから、若干質問させていただきます。

坂本会長 森岡課長。

森岡課長 先ほどの御質問ですけれども、県の交通安全対策会議組織等ということで、交通安全対策基本法の17条に記載しております。委員の関係が書いてありますけれども、内容的にはこの内容でございまして、ただこれが県になっているだけの話でございまして。そのほかに特別な事項を審議させるのには特別委員を置くことができるというような形のとりえ方をしておりますので、基本的な部分はこのメンバーで、それ以外に特別にこういうものをちょっと審議したいなというときには特別委員の中でその審議をしていただくというような形になっておりますので、そのような形で進みたいというふうに考えてます。

坂本会長 基本的には福田委員、県の構成に準じているということです。利用者について特別な場合があれば、特別に置いて協議に付すということをおっしゃっておりますので。

福田委員 それはそれで、今日は提案に対する質問でございますから。特に基本法の中でも私は関心があって見させていただきましたのは、4条、5条、それから第2章の中の18条、26条というものが地方自治体に課せられた文言であるなというぐあいに受けとめたわけでございます。がしかし、先ほど申し上げます4条では、地方公共団体の責務という表現で出てありますから、相当やっぱり地方公共団体というものがこの交通安全に責務を持ってやっていかないけんという会議だということは認識します。それからもう一つは、道路等の設置者等の責任、これも強く述べられておるわけですね。当然のことながら首長さんに対策会議を設置することができる。できることですから必ずしなさいということかどうかわかりませんが、それともう一つは、26条の市町村交通安全計画というものをつくって出さないけん、こういうことになっておるわけですし、今までは今までとして、私も交通安全対策会議、西伯町、何年か前にメンバーになったことありますけれども、やはり新町になったこの交通というもの、あるいは安全というものにやはり十分配慮してほしいなという願いの中から若干質問したような次第でございます。以上です。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、4番、交通安全業務については以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

5番、広報広聴業務の取り扱いについてを御協議いただきたいと思います。

事務局。

桐林次長 それでは、提案事項第5号、広報広聴業務の取り扱いについて御説明申し上げます。

議案といたしましては、8ページでございます。内容といたしましては、本日の提案事項、別紙11ページからでございます。まず、広報紙の発行でございます。広報紙につきましては、西伯町の広報「さいはく」はお手元の方にお配りしておるところでございます。それから広報「あいみ」ときめき発見は、ちょっと部数の関係でこちらに今、私の手元の方に置いておりますけども、大体同じような体裁で毎月1回発行するというところでございます。発行方法も配布方法も各区長便で依頼するというところで、ほぼ同じということでございますけども、新町におきましても引き続き発行することといたしまして、具体的な編集等の方法につきましては合併時までには調整したいというふうに考えております。

それから行政情報の提供ということで、行政だより「まちのまど」というものでございますけども、これは黄色い1枚紙を追加でお手元の方にお届けしてと思っておりますけども、いわゆる生活情報を追加的にお知らせする資料ということで、やはり区長便でそれぞれ出しております。これ西伯町のみでの取り扱いでございますけども、これは西伯町の例によりまして継続いたしたいというふうに考えております。

それから町勢要覧でございます。それぞれの町の町勢要覧をお手元の方に会見町というものと、町勢要覧「さいはく」というものをお届けしてと思っておりますけども、これにつきましては合併後、16年度中に新しい新町版を発行するようにいたしたいというふうに考えております。

それから広聴関係でございますけども、いわゆる広聴につきましては、随時町民の方がいらっしゃったりした場合はそれが事実上の広聴ということでありまして、いわゆる一つ制度的に設けておるものということで、西伯町の方はなんでも相談窓口、会見町の方は行政相談システムということで、それぞれの町のホームページにインプットされております。ホームページにつきましては新町発足時に立ち上げたいというふうに考えておりますけども、それぞれこの取扱いは続けたい、両町の例によるということにいたしたいというふうに考えております。

それからめくっていただきまして12ページでございますけども、町誌でございます。西伯町誌につきましては、この私の手元の方に一応準備しておりますけど、西伯町誌とい

うのと西伯町誌人物編というものがあまして、この2冊で昭和59年、60年ぐらいまでの内容をカバーしてるといってごさいます。それから会見町側につきましては、会見町誌、ちょっと年期がいったのがあますけども、こういうものと、あと続編ということで2巻に分かれてあますけども、平成7年ぐらいまでの内容で編集が終わってる。西伯町の方は、平成15年度中、今もう既に事務が立ち上がってあます。会見町は1月に事務が立ち上がるというふうに通ってあまして、この作成事務につきましては新町において引き続きまして作成事務を行うということ調整方針を出してあます。以上でごさいます。

坂本会長 ありがとうございます。

広報広聴業務の取り扱いについて御質疑や御意見お願いします。

この5番の町誌ですけど、会見町は1月に立ち上げられるということは、10月までには終わらんということは、南部町が発足してから会見町誌というものを出される。西伯町もそういう可能性が十分あるということですね。

これはほんならお互いにこの合併協議会の委員さんの中で確認をしておきたいと思あます。新南部町になっても西伯町誌、会見町誌は旧町名を使って出すいうことを確認しておいていただくと。

特にないうでごさいます、よろしゅうごさいますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと広報広聴業務の取り扱いについては、以上で終わりたいと思あます。

6番、特別職の報酬の取り扱いについてを議題といたします。

説明をお願いします。

事務局。

桐林次長 それでは引き続きまして、提案事項の第6号、特別職の報酬の取り扱いについてでごさいます。

資料といたしましては、9ページのところに提案の内容、それから別紙といたしまして13ページからということごさいます。特別職の報酬につきましては、幾つかの分野に区分して整理いたしてあます。まず、三役等ということごさいますけども、三役等につきましては、ごらんのとおり全く今両町同じ取り扱いにしてあますので、合併時にあましては両町の例によるということにいたしてあるといってごさいます。

なお、議会議員の報酬につきましては、今日追加でお手元の方に第6回会議決定事項ということで既に決まったものの内容を確認するためにお届けしておりますけども、報酬本体につきましては全く同じなので両町の例による。それからいわゆる旅費の関係は、全く同じ規定ということで両町に例による。それから日当につきましては、金額の少ない会見町の例による。それからそのほかのものにつきましては、それぞれ西伯町の例によるということになっております。それから宿泊料につきましては会見町の例によるということですのでそれぞれ整理しております、これ確認のためということでございます。

なお、三役等の費用弁償の別表でございますけども、これ全く議会のときの内容と同じでございますので、ちょっと省略させていただいております。

それから行政委員会の委員でございます。そこにいずれも月額なり日額なりで報酬額が記載されておりますけども、これ同じ職種すべて会見町の方が少額となっております。新町発足時につきましては会見町の例によるということで調整をしていただきたいと思いますっております。

めくっていただきまして、審議会・委員会等でございます。幾つかパターンがありますので、ちょっと大まかな説明になりますけども、まずいずれの町におきましても共通のものにつきましては、これは額の少ない方、基本的には会見町の例によるということになると思いますけども、そちらに合わせる。例えて言いますれば、防災会議の委員でございますけども、西伯町ですと会長が5,600円、委員が5,400円、会見町ですと一律に5,200円ということになります。同じような職務であっても、片方の町しか職の規定がない。一番上の東長田財産区管理会の委員ということになりますけども、これは職務の内容等から考えますればそのほかのこの日額で報酬の決めてある委員と同等でいいだろうということで会見町の日額報酬の例によるということにしております。

そのほかこの取り扱いができないものが幾つかございます。それについて説明いたしたいと思います。まず14ページの中ほどでございますけども、区長の取り扱いがでございます。西伯町の場合は、平等割として年間5万7,400円、世帯割として1軒1,500円、それから会長手当、副会長手当というものは支給されておられません。会見町につきましては、平等割として5万1,100円、世帯割として1,650円、区長会の会長手当として6,000円、副会長手当として4,000円ということになっております。

それで平等割、世帯割で支払われる部分につきましては、比較資料を17ページに載せておりますけども、この方式比較しますと担当世帯数が42のところまで全く同じになります。

して、41以下ですと西伯町方式の方が高い、43以上ですと会見町方式の方が高いということで、じゃあ実際どの程度の差になるかということで、ちょっと事務的に一応検討をしております。参考までにちょっと申し上げますと……。済みません。ちょっと後からもう一回。また後で報告いたします。これにつきましては区長の報酬全体を西伯町の例によるということにいたしたいと思っております。

それから隣保館の館長でありますけども、これはそれぞれの運営形態が違う関係で勤務時間が異なる。したがって報酬が異なるという取り扱いになっております。これは合併時におきましてはそれぞれ運営形態が違いますので、それにあわせて各町の例によるという取り扱いにいたしたいというふうに考えております。

それから一つめくっていただきまして、中央公民館長、これは中央公民館という制度は一応廃止するということでありまして、合併後同等の事務を行う職に適用するという前提で、これも勤務日数が異なるため報酬が異なるという実態があるようでございまして、週3日程度の勤務の場合は会見町の例、週5日程度勤務の場合は西伯町の例によるということを考えております。

それから地区公民館主事ですけども、基本的にこれ置くという前提でお話をしますけども、これは西伯町のみ職ということで、西伯町の例によるということにいたしたいと考えております。

それから失礼いたしました。先ほどの件ですけども、平成15年の3月時点での世帯数を前提に積算いたしましたけども、会見町に西伯町方式を適用した会見町の方で考えた場合は、西伯方式だと355万3,000円、会見町方式ですと309万5,950円、西伯町に適用いたしますと西伯町方式が806万2,500円、会見町方式だと796万5,750円、両町合わせたところで考えますと西伯町方式ですと1,111万7,800円、会見町方式ですと1,106万1,700円ということで、このようにほとんど変わらないということで、今後世帯数の変動等を考えますれば恐らく有意の差はないであろうということでございます。その中であとじゃあどこが違って来るのだろうかということになりますけども、会長手当、副会長手当の支給ということでございまして、これにつきましては町の制度としてはこの手当を廃止してはどうかという考えのもとに区長の報酬を通じて西伯町の例によるという考えに至ってるところでございます。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

特別職の報酬取り扱いについて御質疑や御意見をいただきたいと思っております。

塚田委員。

塚田委員 先ほどの中央公民館の件ですが、館長、合併後同等な事務を行う職員に適用ということですが、どういうことを想定してるわけですか。どういう職種というか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 合併後におきまして近い将来生涯学習センターという形で位置づけるという方向を協議していますけども、それまでの間は中央公民館という名前でなくなった場合でありまして従来の活動が即なくなるわけではありませんで、それぞれの活動を継続していくために館長が必要だ。そういう職を継続してやっていただく。名前は変わるけども、職としては引き続きやっていく必要があるという方がいらっしゃるという想定でそういう結論を出しております。

坂本会長 よろしいですか。

塚田委員 はい。

坂本会長 ほかに。

福田委員。

福田委員 1点だけお尋ねしますが、15ページでございます。隣保館長の分で説明がございましたが、課題として書いてあります勤務時間の問題、西伯町の場合には多分館長さんの分が低いという反面、臨時の職員さんというか、パートというんか、私わかりませんが、そういう方がおられるはずでございまして、その部分の賃金といわゆる隣保館を運営する体制を考えてどうかということもわかれば次回にはちょっとお知らせをいただきたいなと思っております。というのが会見町と西伯町、隣保館を今度2つ運営するわけですし、その辺の実態をよく調べていただいて、どうしても現地の方でこれでよかろうということになればそれはある程度現地の声も考慮しなきゃならないと思いますけども、ただ数字だけでここでどうかなというような気がしたものでございまして、調査をお願いをしておきたいなというぐあいに、今日はそれで結構でございます。

坂本会長 ほかに。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、特別職の報酬の取り扱いについては以上で終わってよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと次に移ります。手数料の取り扱いについてを御協議いただ

きたいと思います。

事務局。

桐林次長 それでは、提案事項の第7号、手数料の取り扱いについてでございます。

提案事項といたしましては10ページでございますけども、これ手数料条例以外に規定されたものをここでは取りまとめて協議していただきたいというふうに考えております。

資料といたしましては、18ページからでございます。項目が幾つかございまして、まず督促手数料、もろもろの督促手数料でございますけども、郵券料ということで80円、それから延滞金付加率等が両町4.1%、14.6%ということで全く同じということで、両町の例によるということでございます。

それから納税証明書交付手数料等々でございますけども、これは全く両町同一の取り扱いでございますので、両町の例によるということでございます。

ホームヘルパーの派遣手数料でございますけども、19ページの方に別表1ということで掲げております。生活保護による被保護世帯、非課税世帯につきましては、西伯町は無料、それから1万円以上の区分になってそれぞれ250円というような形。会見町につきましては、一番下のランクが1万円以下のときということで150円というようなことになっておりますけども、これにつきましては均衡等、負担と支払い能力ということ等も含めまして考えますと西伯町の例によるということが適当ではないかという趣旨でございます。

それから高齢者介護予防事業手数料並びに生活支援事業手数料ですけども、これ別表2で、同じく19ページでございます。西伯町の方には軽度生活支援事業の方の規定ございませんけども、そのほかは一緒でございまして、高齢者介護予防事業手数料については両町の例、生活支援事業手数料については会見町の例によるということで考えております。

それからし尿処理関係でございますけども、実際のし尿処理手数料は両町同じということでございます。また、そのし尿処理料に係ります許可等の手数料につきましても全く一緒。ただ、その許可等に係る再交付につきましては、会見町の方が高くなっておりますけども、相手が業者というようなことも考えまして、この際会見町の高い方に合わせてはどうかという考え方でございます。

それから墓地・霊地使用許可事項変更・再交付ということで、西伯町側では、いわゆる代がわりされたような場合が想定されると思いますけども、そういうことが起きた場合の使用許可の変更というようなことにつきまして、西伯町はお金いただかない、会見町については1枚当たり100円をいただくということが規定されております。事務の実態を調

べてみますと、この手続をやったことが会見町側でもないということございまして、仮にあったとしても事柄の性質上いただくべきものでもないのではないかとということでありまして、これは西伯町の例によるという趣旨の提案でございます。以上でございます。

坂本会長 手数料の取り扱いについて御質疑や御意見をお願いします。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、次に移らせていただきたいと思います。

8番、財産の取り扱いについてを御協議いただきたいと思います。

事務局から提案をお願いします。

事務局。

桐林次長 それでは、提案事項第8号でございます。財産の取り扱いについてでございます。

ここで提案いたしております財産については、いわゆる正の財産でございます。いわゆる借金等につきましてはまたちょっと次回以降に提案させていただきたいと思っておりますけれども、資料といたしましては20ページからでございます。左の方の項目と内容をちょっと順次確認していただきたいと思いますけれども、まず有価証券類でございますけれども、これ昨年度末ということでもとめておりますけれども、有価証券としての財産は西伯町側はなしで、会見町側は会見・岸本・溝口地域振興株式会社株券625万円の額面ということでございます。

それからその他出資による権利でございます。鳥取県農業信用基金協会、鳥取県西部森林組合、これはいずれも共通して、いわゆる応分の負担が決めてあるようでございまして、それに従って出資してるということでございます。それから西部森林組合は、東長田の方の財産区というのがあるわけでございますけれども、そちらの分としてあるようでございます。それから南部土地開発公社、これはいわゆる応分の負担が100万円ということになっております。鳥取県畜産衛生指導協会も全県一本の会ということで応分の負担ということで、それぞれ6万円、3万円ということでございます。それから西伯町地域振興会に西伯町200万、以下西伯町でございますけれども、鳥取県心身障害者スポーツ振興基金に68万5,000円、鳥取県環境管理事業センターに60万ということでございます。それから鳥取県西部ふるさと振興基金、これも一応応分の負担ということになるかと思っておりますけれども、それぞれ3,200万なり1,700万というものでございます。それから会

見町側にいきますけども、グリーンパーク大山ゴルフ倶楽部に620万、農業共済組合に6万4,000円ということでございます。国民年金福祉協会いうものは、これもいわゆる応分の負担ということでございます。この額でございますけども、西伯町側、一応額面が4,176万3,000円、会見町側が2,829万1,000円、合計いたしますと7,005万4,000円というような額になります。

それから無体財産権ということで、会見町側にはフーちゃん、ユークんのマスコットキャラクターの著作権がございます。

その他、次に21ページでございますけども、出捐金でございます。共通のものからまいりますと、鳥取県信用保証協会、ことぶき高齢者基金、鳥取県農業担い手育成基金、鳥取県林業者就労促進基金、それから西伯町側でいきますと2つ飛びますけども、鳥取県魚の豊かな川づくり基金、これは応分の負担ということで定めてある額ということでそれぞれの額が出捐してございます。それから国際交流財団は同様でございます。それから伯耆の国につきましては、御存じの社会福祉関係の分でございますけども、出捐金がそれぞれ500万ずつあるということでございます。あと西伯町側に鳥取県建設資源利用センター、暴力追放鳥取県民会議、鳥取県腎バンク、西伯町農村振興公社、とっとり政策総合研究センター、鳥取県建設技術センター、西部地域雇用環境整備基金というようなものがございまして、これらが出捐金として出されているという状況でございます。

それから貸付金でございますけども、学校給食物資買いつけ貸付金が、西伯町側は10万1,000円、会見町側が5万3,000円でございます。それから住宅新築資金等の貸し付けは、西伯町が9,316万、会見町が9,540万5,000円ということでございます。

それから次に、会見町だけの物権で水道水利権ということで滝山湧水いうものがございます。

それから不動産関係で土地開発基金の方に5万1,098平米の土地があるということでございます。

めくっていただきまして特別会計の関係で、ちょっと2つに分かれますけども、預託金ということで国民健康保険運営資金、西伯町が276万、会見町が148万1,000円ということでございます。

それから基金でございますけども、項目が財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金、これは共通しておりますけども、額につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。

す。それから国際交流基金、高齢者福祉基金、あいのわ銀行基金につきましては西伯町単
独でございますけども、それぞれ535万円なりの額があるということでございます。そ
れからふるさと事業基金とふるさと創世基金は、これ名前違いますけども、どうも内容的
には同じじゃないかということで同じレンジに書いております。それからふるさと農山村
活性化基金というもの、緑水園管理運営基金、肉牛特別導入事業基金、これは西伯町のみ
でございます。それから土地開発基金、これ同じ性質のものでございますけども、1億8,
000万、3,500万というような額がそれぞれございます。西伯町独自のもので、あ
と板祐生記念館用品調達基金、言ってみればこれは特会的な基金でございますけども、と
いうようなものがございます。ちょっと後はしょってしまいますけども、額の方だけちょ
っと申し上げますと、いわゆる基金全体で14年度末現在で西伯町側が10億4,300
万、会見町側が8億4,500万ほどございまして、合計しますと18億8,800万ほ
どございます。先回の協議会でお示しいたしましたとおり、この時期につきましては15
年度中の取り崩しがございまして、15年度末の見込みといたしましてはおおむね11億
8,000万円というような推計になっております。

それから特別会計でございますけども、西伯町側は国民健康保険準備基金が1億4,9
00万、会見町側は11億8,419万。あとはそれぞれ別々になりますけども、有楽苑
の運営基金が3,400万、会見町側の住宅資金事業債償還金553万9,000円、簡
易水道基金2,004万1,000円、農業集落排水事業推進基金315万3,600円
というような内容でございます。

この基金につきましては、15年度末の取り崩し結果が最終的にはまだ固まってお
りませんけども、いずれにいたしましてもすべて新町へ引き継ぐという方針でござい
ますので、よろしく願いいたします。

坂本会長 ありがとうございます。

財産の取り扱いについて御質疑や御意見お願いします。

福田委員。

福田委員 21ページでございます。21ページの貸付金の中で住宅新築資金等貸付金
というのが両町で1億からのものが上がっておるわけですが、これは従来の制度上で実際
貸付金が今残っておるといふ受けとめ方をすればいいのか、新しい貸付制度は今ないはず
ですから、それともしくは、これは西伯町例で申し上げて恐縮かと思いますが、個人の債
務残高というのがどんどん出て、いわゆる行政として立てかえ償還をしておる数字という

のはたくさんになるわけですし、そのものとの関係が今後どうなっていくんだろうか、これはいずれの町村も事業をやっておられるところは大きな悩みだろうと思っておりますが、そういう面で本当の貸付残金額なのか、立てかえ償還の総額なのか、そこら辺がどっちかちょっとわかりませんので、聞かせてほしいと思います。

それからはぐりまして23ページに、会見町さん側の方でございますけども、住宅資金事業債償還基金として553万9,000円というものを積んでらっしゃるわけですし、なかなか戻ってこんのに基金が積んであるということは非常に感心をするわけでございます、この実態がどうかということ若干説明をいただければなというぐあいに思っておりますのでございます。以上です。

坂本会長 事務局。

桐林次長 まず最初の住宅新築資金等貸付金ですけど、これ基本的にいわゆる残債でございます。

それから住宅資金事業債償還基金につきましては、ちょっと次回に詳細を報告させていただくということでいかがでございますか。

福田委員 よろしいです。

坂本会長 いいですか。

福田委員 はい。

坂本会長 ほかにありますか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、財産の取り扱いについては以上で終わってもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。

そういたしますと予定しておりました提案事項につきましてはすべて終了いたしました。日程を変換しましたが、ただいまから4番の協議事項、新町の事務所での執務体制の取り扱いについてを議題といたしたいと思っております。

事務局から説明をお願いします。

桐林次長 それでは新町の事務所での執務体制の決定について説明いたしたいと思っております。

議案の内容といたしましては3ページのとおりでございます、新町における事務所

の執務体制の取り扱いについては、平成15年12月6日開催の西伯町・会見町合併協議会第17回会議提案事項第2号中、西伯庁舎本庁案または会見庁舎本庁案とするというものでございます。

少しおさらいということになるかと思えますけども、本日お配りしております協議事項参考資料を開いていただきたいと思えます。協議事項参考資料の1ページでございますけども、まずこれは第3回の協議会の際に決定いただいた内容でございます。1番は省略しておりますけども、これいつまでに決定しましょうというような内容でございますので、省略させていただいております。

2番で事務所の位置決定に当たっては次の観点から総合的に検討することとするということで、住民サービスを低下させないこと、業務効率を低下させないこと、新事務所への業務移管に著しい費用を伴わない方法とすることというものでございます。

それから事務所の位置決定に当たっては、次の要素を総合的に検討することとするというものでございます。1番が両町が現在保有している庁舎の現況、それから2番が交通事情、それから3番目が主要公共施設、4番目が公共的団体の施設等、5番目が地理的条件、6番目が人口現況、7番目がその他の周辺施設ということでございます。

一つめくっていただきまして2ページにつきましては、これも既にごらんいただいた資料でございますけども、大体最大どれぐらいの職員が入ることができるかというような参考資料でございます。西伯町側でありますれば105人程度、会見町側でありますれば83人程度は執務スペースがとれるというような推計をしたものでございます。これは最大値というような考え方でございます。

それから一つ行きまして3ページでございますけども、各集落から庁舎への自動車による時間距離というものをまとめております。この趣旨でございますけども、いわゆる単純時間距離というものでございますけども、これは役場の側から見てそれぞれ集落に業務をしに行く場合にどういう時間が必要になるかという考え方で、これはいわゆる行政側からの都合による数字と、それから人口加重時間距離というものにつきましては、住民の方が役場に移動する場合に、この場合はそれぞれ人口がかかってきますので、正味どれぐらいの時間が必要になってくるかということで、これは住民の側から見た負担というような形になるかと思えます。

あとそれぞれの事務所を置いた場合に遠距離、これは車で15分以上かかるというところを一応遠距離という定義をいたしておりますけども、どこどこが遠距離集落という形に

なるかということでございます。西伯町の場合は3集落、会見町の場合は11集落ではないかと、それぞれ243人、710人ぐらいが遠距離の地域になってしまうのではないかとというような資料でございました。

なお、前回の協議会の際での協議の概要でございますけども、若干の質疑応答、協議等ございまして、まず何年後とかに本庁舎が変わっても差しさわりはないだろうかということがございまして、非常に論としてはもちろんできるんですけども、現実的にはもう難しいだろうということがございました。

それから教育委員会の配置については、本庁舎と反対側に置くということになってるけども、その配置の変更とかは考えられないかということで、これの基本的な考え方として、いわゆる総務課とかの4つの課については町長の執行部の方について回る部署、それ以外についてはやり方によってはもちろん変更も可能であるよというお答えをしたところでございます。

それから議会と町長執行部が離れていると実際支障があるのだろうかということで、多少支障があっても、それは公職にある者として甘受すべき負担であろうということでございました。基本は、まず住民サービスがどうなのかということを考えて決めるべきであるということでもございました。

あと事務的なことでございますけども、提案してありました図面に会見庁舎の方に2階、3階の図面がないのはなぜかということでございましたけども、基本的に事務員が執務する範囲だけ記載したということの趣旨でございました。

最終的には、住民が納得いく方向で段階といたしますが、手順を踏んで協議すべきものであろうというふうな議論の流れがございました。以上でございます。

坂本会長 この問題につきましては、3月の第3回協議会以降懸案で委員各位のそれぞれの胸にいろんな思いがありながら今日まで決定にならずにいたわけですが、きょうは決めていただきたいというように思うわけです。今日までの経過なども踏まえまして、まず御質疑や御意見をお願いいたしたいと思えます。

吉次委員。

吉次委員 今日の協定書の43番目にある図書館と図書室では格が違うけん、おのずから図書館の下に図書室がつくということですけど、この役場の場合は1カ所におられえことで職員180人からの者が何カ所に分かれて入るということだけけん、これは本庁をどっちにすうだてってということだなしに、どっちを使うということで、西伯、会見なんてい

う言葉やめて、南部町法勝寺庁舎、手間庁舎という使い方をしたらいかがでございますか。

坂本会長 これは新種の提案でございまして、本庁舎、分庁舎という呼称をやめて、法勝寺庁舎、手間庁舎ですか。

吉次委員 はい。

坂本会長 という呼称にしたらどうかということですか。ですね、呼称をね。

吉次委員 そのとおりです。

坂本会長 いわゆるいろんなところに出すときに住所を記載するときに南部町役場という住所を記載せないけんわけです。県や国に届けをせなければいけませんので、そのときに西伯町役場を届け出するのか、会見町役場を届け出するのかということが今日の議題でございまして、呼称などについては特に今日の議題ではないけれども、せっかくの御提案ですから、そういうことは決定をするについて考慮すべき要素ではないかと思ますから、これは議題として取り上げて、ちょっと協議してみましようか。よろしいでしょうか。関連する議題として一緒に協議をするということではいかがでございますでしょうか。そんなことせんでもええということでしょうか。せっかくの吉次委員の提案ですから、どうでしょうか。

福田委員 吉次委員さんがおっしゃったように、心情的には私もよくわかると思ます。2町での協議ですから、本当言うと本庁舎とか分庁舎は別としてでも役場でも学校でも移転をするときの綱引きのような住民感情的なものは必ず発生をするわけでございまして、しかし今回の合併に関してはやはりそうしたことは万難を排した協議を見出すべきじゃないかなというぐあいには感じます。そのことはいわゆる3月の4日に確認をされておりますところの1がサービス低下を招かないとか業務効率を低下させない、それから新事務所への業務移管で著しい費用を伴わない方法等が、私も3月4日、まだ委員じゃございませんでしたので、傍聴はさせていただいたわけですが、このときの議論がどうだったのか、今記憶に定かではございませぬ。恐らくいいことが書いてありますんで、そのときにすんなりとかこういう方針で総合的検討ということで認められておるんじゃないかなというぐあいに実は考えまして、それでそれぞれ事務調整を行ってきた結果、これらの精神を踏まえて議論が整ったというぐあいに思っております。

ただ、3番目の著しい費用ということが新町建設によって多額の経費をどうかということの視点でこのことがあったのか、あるいはこれから決めていかなければならない両庁舎間に修繕・改善費を投入することも含めて議論対象にしていくのか、この辺があると思

ます。そこに先ほど若干吉次委員さんがおっしゃいましたけども、ただ役場がどっち、2つあるわけですが、最終的にはやっぱり町長が、いわゆる首長がどこに所在をするか、こういうことが一つ大きな争点であろうと思います。いつかの会議でしたけども、議場の関係だけでいいますと、まあ議場は西伯町の方だわいなんてやな、いわゆる大きさの関係で述べられたことも記憶に新しいところございまして、なかなかそれ以降の下で議論もあろうと思いますが、この各3つの中で、私は、先ほど協定書の中でも触れられましたけども、いずれにしても綱引きでは解決ができないという具合に思っておりまして、要はそこに執務する課といいましょうか、室も含めてどう変わっていくだろうかという住民関心というのは高いではなかろうかというぐあいにもむしろ思います。町長がどっちにおられるか、おられないかは置いといて、まずその課がどこにあるんだろうか。例えば農協……。

坂本会長 福田委員、今、吉次委員の提案のある呼称を取り上げてここで一緒に協議してもいいでしょうかということで、ちょっとこれをお願いしとるわけです。

福田委員 それだけですか。並行的に、私はせっきくの発言でございますんで、むしろ単純に言わせてもらうならば、一遍議論してみる必要もありはしないかなと。

坂本会長 呼称ですよ。

福田委員 ただ、会長が言われるように外に向かったのことというのは私は成り立たんなと思います。例えば西伯町役場が……。

坂本会長 南部町役場。

福田委員 南部町役場はいわゆるどこだという、これは当然のことだと思えます。

坂本会長 それは法勝寺庁舎であるとか天萬庁舎であるという呼称を……。

福田委員 内部的には理解できます。

坂本会長 呼称を本庁舎、分庁舎をやめて、法勝寺庁舎、手間庁舎としたらどうかという今を今言っておられるわけです。どっちがなるにせよですね。

福田委員 私はその中身だと思います。今言った課がどこに配置をされてどうなってくるかといういわゆる住民との係わりというもんが……。

坂本会長 それはもちろんそうですけど、そういう呼称をしたらどうかということは今言っておられるわけですから、そのことについてあくまでも本庁舎、分庁舎でいくのか、法勝寺庁舎、手間庁舎でいくのか、そういうことをここで協議したらどうかということです。

坂委員 その会見庁舎という名前を残したいというのは非常によくわかりますんで……

吉次委員 手間庁舎

板委員 失礼。例えば西伯庁舎とか……手間というのかね。

吉次委員 西伯ではなく、法勝寺と手間だ。

板委員 法勝寺と手間ですが。でも南部町という名称はどちらかの庁舎にやっぱり冠せんといけんと思うんですよね。ですから法勝寺庁舎、手間庁舎という表現はちょっとおかしいのかなという。南部庁舎と法勝寺庁舎ですか、それか南部庁舎と手間庁舎と、そういった表現はいいんじゃないかなとは思いますが、法勝寺庁舎と手間庁舎ではちょっと私がおかしいなというふうに思いますが。

坂本会長 橋谷委員。

橋谷委員 今、町長さんが外部的に云々ということ言われましたけども、町民も大変混乱すると思います。せっかく合併して、まだいつまでも旧町のそういう何というですか、自分ところの意識を残すようなそういうやり方というんですか、ちょっと私がもし一町民でしたら大変混乱のもとになりますし、合併した意味もない、そういうふうに思いますが、

坂本会長 ほかにどうでしょうか。

桐林次長 ちょっと外野からになりますけど、いいですか。吉次委員さんの提案の趣旨は、むしろ西伯町、会見町という名前をなくす方向での庁舎の名前のつけ方をしたらどうかというふうに理解しております。西伯町、会見町という名前をいつまでも引きずるのではなくって、ただその所在する場所だけの地名だけをつけて庁舎の呼び方を今後していったらどうかという提案だというふうに理解しております、ちょっと理解のされ方が逆に、目的がちょっと逆になっておるんじゃないかというふうに感じましたので、ちょっと外野から一言。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 結局今、吉次委員さんがおっしゃったのは、庁舎を分庁舎、主庁舎という呼び方をやめて、法勝寺庁舎あるいは手間庁舎という呼称にしたらどうだい、こういう提案と受けとめてよろしいですね。

吉次委員 はい。

森岡委員 結局この協議会の中で決めないかんののは、協定書上、新町の事務所の位置をどこに置くかという、中身的にはどちらを、新町の事務所は法勝寺庁舎に置くとか、あるいは手間庁舎に置くとかという表現でもそれは構わんのですか。これは所在地を書く中身

なんですか、この協定書の4項は。

桐林次長 これは基本的には両方役場の庁舎として位置づけて、あとその使い方によって、例えば議会の事務局はどこに置くとか……。

森岡委員 それ全部ここに書き上げるんですか、この協定書の4条。

桐林次長 それはもうケース・バイ・ケースでよろしいかと思うんですけども、そういうところまで書いた方がいいということであればそうなんですけど、普通はいわゆる役場はどこですと。

坂本会長 ですから南部町は南部町法勝寺って書くのか、南部町手間って書くのかということでしょ、ここは。

桐林次長 そうですね。

坂本会長 そうだけです。

森岡委員 そうだろうと思うんです。

坂本会長 あとはこっちの考え方で、西伯庁舎って言ったのがええのか、本庁舎って言ったのがええのか、手間庁舎って言ったのがええのか、そういうことですわ。だけど議論を深めるためには、吉次委員の提案もきちんと受けとめて皆さんでここでちょっと話し合っ、すそ野の辺から話し合っ、っていった方がいいのではないかなと思って私は言ったわけです。

岡田委員。

岡田委員 吉次委員の提案をされたお気持ちは、結局本庁舎、分庁舎の綱引き合いで特に隣の県においてこれが壊れかけた。もう壊れてしまったですかいな、どうですかいな、壊れかけたという例がありますわね。せっかくここまで積み上げてきておりながら、この問題でめげてしまうようなことがあってはならん。そういうことの配慮の上であんまり本家だ分家だってって強調をしておいて、それで論議を積み重ねるよりも、以前からの地名をもって庁舎の名前にして論議をしたらええだないかというお気持ちではないかと思えますけどね。そうだとすれば、私はやっぱり論議する余地があるというふうに思いますが。

坂本会長 私もそういう理解をしまして、皆さんにちょっとお諮りしているわけです。

吉次委員、そういう理解ですな。

吉次委員 そういうことでございます。

坂本会長 その呼称ですけどね、いかがでしょうか、本庁舎だ、分庁舎だというような呼称はやめたがええだないですか。南部町の役場は手間にあるとか、法勝寺にああだって

言ってしまうばええだないですか。

吉次委員 もとからの地名ですけん。

坂本会長 もとからの地名ですからね。呼称をそういうぐあいに統一したらいかがでしょうかな。

秦委員。

秦委員 どっちに庁舎になろうとも、新しい南部町ですから、南部町役場です、呼称は。それで町長さんが言われえように所は昔の字名と地番を書かないけんと思いますけど、先ほど言われたのはやはり言われましたように本庁舎、分庁舎という対等合併の趣旨からいうとこっちが本家でこっちが分家だということになりますので、勝ち負けが起きたような錯覚が起きるので、本・分はできればやめてもらって、呼称の呼び名だけで、あくまでも南部町役場でございますので、呼称はいいだないかと思います。

坂本会長 事務局に聞きますけど、本庁舎だ、分庁舎という呼称をせんでもいいでしょう、どうでも。

桐林次長 どうでもする必要はないと思います。

坂本会長 ないですわな。問題ないですな。

桐林次長 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

佐伯委員。

佐伯委員 全く今、会長がおっしゃったとおりでして、事務的にそういう問題が生じないということになれば、少なくともこの問題については特に住民の方々のいろいろな考え方で、やっぱりこれだけの考え方をもってすれば必ず何といいますか、勝ち負けになってみたりいろいろ綱引きになってみたり、いろんなことが生じてくるのが必然的なことですから、それを最小限に食いとめる意味では今、吉次委員のおっしゃったようなことを基本にしながらでも、それはそれとして今、会長がおっしゃったようないわゆる本庁舎、分庁舎方式という考え方じゃなくて、違った面での考え方をすべきだというふうに僕は思いますね、それは。

坂本会長 福田委員。

福田委員 私もそういうような気持ちで心情はよくわかるという言い方をしたんですよ。が、あくまでも南部町役場は役場ですから、先ほどおっしゃるように法勝寺庁舎であって、手間庁舎というものは存在をするんだと、その下に。あとは執務体制が理解できれば、私

は問題ないなということが本当は言いたかったんですけどな。今もう既に協定の中にも部屋の割合がずっと書いてもらってますから、提案が、それらを含めて、それも含めて、ああ、ならこげだなということで議論をしながらいかんことには、単純にどっち、こっちということはなかなかつくり上げにくいなと思いましたが。気持ちは大体私も似通ってます。

坂本会長 皆さん、いかがでしょうか、本庁舎、分庁舎という呼称はやめる。南部町役場ということと、例えばここが本庁舎になれば法勝寺の役場と言うのですか。庁舎ですな。それから法勝寺がなれば、こちらが手間庁舎という呼称にするという確認でよろしゅうございますか。

塚田委員。

塚田委員 ちょっといいですか。決まってしまうそうなんです。何となくちょっとはっきりせんというかね、おんぼらとし過ぎてませんか。それは通称の呼称で法勝寺庁舎だ、手間庁舎だと言うのはいいかもしれませんが……。

坂本会長 ううん、南部町役場ですよ。

塚田委員 もちろん当然そうですけど、いや、南部町役場はじゃあどこだと言ったときに……。

坂本会長 もちろんそれはこれから決めますよ。

塚田委員 もちろんそうですけど。

宇田川委員 住所はなけないけんだども、この間応援してもらったどもああいう状態から、いつまでもこんなようなことしたっていけんけん本庁舎という言葉、ここで提案になっておる本庁舎という議案の第1号を削ってもらえんかということですよ。

坂本会長 磯田委員。

磯田委員 吉次委員さんが言われた気持ちがすごくわかるんですよ。本庁舎にしますと、住民の方って本庁舎の周りにどんどんいろいろなものができていくっていう感覚がどうしてもあるんですよ。それで分庁舎になると、分庁舎の周りには余りできないという、極端に言えばですよ、そういう住民感情というものがあると思うんですよ。そうした場合に、じゃあ手間、法勝寺というふうに持っていけば、そういうもの、本庁舎、分庁舎という、感覚的にですよ、意識的なものがなくなるから、これからの町長がどこの庁舎におられるかというようなことを決めるにも決めやすいんじゃないかな。だからこの手間とか法勝寺というものを持ってきてもいいのかなという気は私はします。

坂本会長 本庁舎、分庁舎をやめてという意味ですか。

磯田委員 そうです。気持ちの感情が、皆さんの本庁舎、分庁舎という、本庁舎になると、そこばかり何かいいことがありそうな気が、ごめんなさいね、今までの町長さん方はそういうお気持ちじゃなくって、もうどこにもいう格好があるんですけど、もう全県どこでもやはり庁舎というところはそこの目的地ですから、その周りは割合発展するんですよ。だから住民の人たちもそれわかってるから、やはり感情的に本庁舎をここに持ってきてほしいという気持ちがあるんじゃないかと思うんですけどね。だから意見が割れてくる。ほかの県でもう割れちゃったというのは、やはりそういうところにあるんじゃないかなと思うんです。だからこういうことを持ってくれば、もっと和やかに話し合いができて、いい案が、皆さんの出るんじゃないかなという気がしたものですから。

坂本会長 御意見わかりました。

塚田委員、南部町役場は南部町役場であります。

塚田委員 当然それはよくわかりますし。

坂本会長 それが例えば法勝寺庁舎が南部町役場になれば、こちらを分庁舎って言わんただけですよ。手間庁舎と言うだけです。

塚田委員 いや、もちろん。だから通称の呼称でそういうふうにするのはやぶさかでもないし。

坂本会長 そういう意味ですよ。

塚田委員 何となくまやかしみたいな気がしてならん。

坂本会長 岡田委員。

岡田委員 今、磯田委員がおっしゃったことに同感でございますけどね、やっぱりここが本庁舎だというふうに決まってまいりますと、付随してやっぱり本庁舎のそばがええわいといってなし崩しに次から次と一極集中の形に向かっていくせんだろうかな、という懸念もないでもないわけですし、そういうことからいくとやはり本庁舎でないところについてはやっぱり応分の何らかの分野で中枢機能を持ったものをそこに持ってきて、できるだけ対等になるようにしていくということがやっぱりその地域住民もある程度明るい展望と申しますかね、満足感というか、そういうものが保証されやせんだろうかなと思って磯田委員さんの発言を聞いておりました。同感でございます。

坂本会長 どうもはっきりしないという御意見と、ちょっと分かれてますけど、森岡委員、ありますか。

森岡委員 私は、今、吉次委員さんおっしゃった建物の呼び名について、漢字の字を「てま」とおっしゃったけど、天萬を使うっておっしゃったのか、昔の手と間の手間をおっしゃったのかちょっとわからんところがあるんですけども、恐らく天萬でおっしゃったんではないかな、地名が。

吉次委員 違います。法勝寺村、手間村。

森岡委員 もとのね。それはどっちでも建物が、今の西伯町役場を法勝寺庁舎だと、それから今の会見町のこの建物は手間庁舎と呼ぼうや。本庁舎、分庁舎という呼び方をやめようという提案だというふうに受けとめさせてもらったですな、さっき。多分そうだと思うんですけども、私は建物の呼称でそれは別に悪くはないだろう。

ただ、ここで協議会で決めないかんのは、南部町どこそこ何番地に事務所を置くということを決めないかんのが後にありますので。

宇田川委員 議案1号のにはっきり西伯庁舎本庁案、会見庁舎本庁案って書いてああけん、これ削ってごせてって。

森岡委員 それをやめようやという意味合いに受けとめ。

坂本会長 それは事務局では問題ないという答えでして。

森岡委員 そういう答えが出ましたけども。

坂本会長 いかがですか、塚田委員、やっぱりこうだないといけませんか。

塚田委員 いやいや、そんなことない。お気持ちもよくわかるし、そういう呼称についてとやかく言うつもりは一つもないですけどね。

坂本会長 そうですか。

ほんならとりあえず議案第1号で提案しております本庁案というのを、これは削らせていただくということで御確認いただきたいと思うんですが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 本庁舎、分庁舎という呼称はしないことにいたしたいと思います。

福田委員 とりあえずこれでいうと全文削除になあですかいな。このきょうの議案の西伯庁舎本庁案、全部括弧の中を削って、今おっしゃるようなものを提案として入れたということでさらに深めていくかどうかですな。第2号中とするということになっちゃうんですが。

坂本会長 これを変えないけませんな。

福田委員 変えにや、とりあえず。

坂本会長 全面的に。

福田委員 今のがまとまるとすれば、括弧の中だけは削除して修正を出いとかんと、次に発展せんじゃないでしょうか、議論も。

坂本会長 桐林さん、このまんまの議案では具合が悪いな。

桐林次長 そうですね。文面としては。

坂本会長 これ削れば。だけ議案を差しかえさせてもらいましょうや。これを削るということになったわけですから。

だから、新町における事務所での執務体制の取り扱いについては、平成15年以下削ってしまえんじゃないの。文言はちょっと考えてください。

桐林次長 書き方は、何か次のとおりとするぐらいにして、何か条か入れるようなやり方の議案にするのが一番やりやすいのかなあと。

坂本会長 それ今考えてください。

桐林次長 ちょっと何か作文してきます。ちょっと休憩をお願いします。

坂本会長 ちょっと休憩、10分程度休憩させていただきます。事務局で今、修正案考えさせていただきますので。

(休憩 16時38分)

(再開 16時55分)

坂本会長 それでは再開いたします。

議案の修正を行いましたので、事務局から読み上げて提案させていただきます。

事務局。

桐林次長 そうしますと改めまして議案第1号をここに提案いたしたいと思います。議案第1号でございます。新町の事務所での執務体制の決定について。新町における事務所での執務体制については、下記のとおりとする。記といたしまして、1、新町の事務所は次の2カ所とする。(1)としまして、現西伯町役場、南部町法勝寺庁舎と呼称する。(2)といたしまして、現会見町役場、南部町天萬庁舎と呼称する。2、執務体制は、次のとおりとするというもので、議会(その事務局を含む)は、法勝寺庁舎に置く。2、町長の執務場所は、法勝寺庁舎または天萬庁舎とするというものでございます。以上でございます。

坂本会長 呼称を変更いたしまして議案を修正させていただきました。

ただいまから皆様方のまた御意見などを伺って決定していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

1番の新町の事務所は次の2カ所とするで、これは分庁方式を認めていただいておりますので、これは異議のないところだと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 では、2番行きたいと思います。(1)議会(その事務局を含む)は、法勝寺庁舎に置く。これも従来の話し合いの中で決めてまいりましたので、これもよろしゅうございますな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ならここまでは決定になりました。

2番の(2)町長の執務場所は、法勝寺庁舎とする、天萬庁舎とする。いずれかでございますが、これを御審議いただきたいと思います。

板委員。

板委員 町長の執務場所ということで、やっぱり町長にはいろんな機能があります。例えば防災、災害時には防災対策委員長というようなこともされんといけんわけですし、その場合に重要になってくるのが周辺の駐車場じゃないかなというふうに思うんですね。やっぱり西伯・会見町におきましては鳥取県西部地震というような大きな災害をこうむった。そういった中でボランティアセンターでありますとか物資の移送でありますとか車の出入り、人の出入り、そういった大きなものが対応できる広い駐車場があるところにやっぱり新町長はおられた方がよろしいんじゃないかなと。両町で1万2,000住民のそういった大きな観点から眺めるとそちらの方がいいんじゃないかなと思います。

それともう1点、今、議会の方が一応西伯庁舎に置くということがもう決定に既になっておるわけですが、もうこういった中でやっぱり町長、またその町長に附属する部署の移動時間のロスでありますとか、そういったものをもろもろ考えますと、やはり法勝寺庁舎を利用の方が私は有効ではないかなというふうに思います。

坂本会長 ありがとうございます。

他に御意見はございませんか。

吉次委員。

吉次委員 私は、この今言われたとおりしますもんなら、ますます会見町が廃れていきます。住民の福祉を考えてっていう気であるなら、もう既に西伯は日本でも有名な福祉の町になっておりますし、国道は通っておりますし、ここには国道はありませんし、必ず町長が議会の事務局と一緒におらんなんという原則はああませんし、あくまでも議会と町

長とがつかず離れずというのが原則ですけど、別に議会があるから法勝寺へ持っていくということは当たらんと思いますし、その地域自体を、南部町を発展させるためにも天萬に町長に執務いただきたいと思いますが。お願いでございます。

坂本会長 梅原委員。

梅原委員 私も吉次さんの御意向には賛同いたしますが、やはり会見町側としては国道も、あるいは鉄道もございません。そういった観点から現会見町はかなり本庁舎といいたいでしょうか、天萬庁舎ですか、これをもらわないということになれば法勝寺庁舎の方に行くということになれば住民感情からしてもやはり西伯町側という感情が非常に強いというのがこれまでのいろいろ住民サイドからの御意見です。そういった観点からしますと会見庁舎、天萬庁舎をできれば皆さんの御賛同いただいてここに持ってくればありがたいな思っておるようなことでございます。考え方以上です。

坂本会長 他にございませんか。

秦委員。

秦委員 町長が勤務される庁舎の位置につきましては、住民の皆さんが一番町名とともに関心事が高いと思います。今御意見を聞いていますと、西伯庁舎、法勝寺庁舎がええという意見と天萬庁舎がよいという意見が出ております。なかなかこの問題がどこの協議会とも一番難点になるところで難しいとこだと思いますが、私は公平な立場で見て、やはり事務所の位置の決定に当たって次の要素を総合的に検討することというこの項目がございしますが、この1項目ずつをいろいろ検討してみて、果たして合併した全体町民が、なるほどな、この項目ずっと調べてみれば納得がいくなということになれば町民の感情もほぐれてはくるじゃなからうと思います。ただこっちがええ、あっちがええと言う前に、この選択する要項を一応は検討してみる必要があるじゃなからうかと思えます。以上です。1項目から何項目まで今現在上がっていますが、庁舎の位置関係大体わかっておりますけど。

坂本会長 この問題については、感情というようなことでやってはいけませんし、人口が多いとか少ないということで判断してもいけない。やっぱり公正に見て総合的に検討するんだということを今まで確認してきましたから、今、秦委員のおっしゃることをやっぱり踏まえて今後は御審議いただきたいと思えます。これ一つずつどっちがどげだかというやなことは、秦委員、ここでは審議はしませんけど、十分そういうことを踏まえて御発言をいただきたい、会長の方から要請しておきたいと思えます。

他にございませんか。

先ほど板委員、手を挙げられましたが、拳手を、いいですか。

板委員 今の片方の地域だけが発展するんじゃないかというような発言があったわけですが、これ将来永続的にこの分庁方式でやるということでもないわけですよ。将来的にはやっぱり町の発展を見ながら新庁舎の建設とか、そういったものも検討されていくものだろうとは思いますが、当面というような考え方でやっていったらいいんじゃないかなというふうに私は思いますが。

坂本会長 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。

橋谷委員。

橋谷委員 今、秦委員さんが言われました項目の中で私がやっぱり一番気になりますのは、地理的条件というのがありますね。一番住民の皆さんと役場との関係で密接な関係ですが、その中でこの3ページの中に、3ページいいますとこの資料の中の3ページになりますけど、各集落から庁舎への自動車による時間距離というのがありますよね。それで西伯町さんの方は谷が深いというので、数の上から見てももう当然どちらの庁舎の方が便利がいいのかということを見ますと、やっぱり公平な目で見ますと法勝寺の方に持っていくべきだって私は思っておりましたので、発言しておきます。

坂本会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

吉次委員。

吉次委員 今、距離の話が出ましたども、距離も坂があって上り坂の距離と下り坂の距離が違います。

坂本会長 ここで応酬し合っておってもなかなかあれですが、要は秦委員さんがおっしゃったようにこういうことを一つずつもうちょっと、冷静に考えていただいていると思いますけども、吟味して発言していただきたいと思います。いろんなことはあると思いますけれども、南部町の新しい町の発展にどうしたらいいのかということで考えていただきませんと、ただ綱引きだけでやったら、これは結論が出ないと思います。最後にはもう投票などせないけんやになりますから、そういうことを踏まえて御発言をいただきたいと思います。皆さんが発言してください、きょうは。

宇田川委員。

宇田川委員 前回だったですか、前々回だったですか、確かに議場は、私は経費的なこ

とで西伯の議場を使うべきだということは申し上げました。しかし、大きな町にはそういう施設とかそういうものが整っておるといことは、これはもう当たり前のことです。例えばほんなら県立高校がどこにあるかといえ、米子市にあることはこれは間違いのない事実なんです。しかし、例えばどなたが町長になられても、ほんならここから県庁に行くにはどこが近いかといや、そら天萬庁舎が近いというのも、これも事実なんです。今駐車場云々とありましたけど、駐車場の云々で庁舎を判断する基準にするのか、そういうことも含めて、それは大きなところにはこういう行政改革の中で許認可事業にしても、やはり職員がたくさんおるところにはそういうこともできる要素というのはたくさんあるわけですし、それは今どっちにという綱引きというような形になりますけども、投票というようなことは今まで合併協議会をしてきた中でできれば避けたいなというふうに私は考えておりますし、農業振興という点からいきましてもぜひ産業課は会見町の方に置いていただきたいという願望もありますし、できれば会見町の人口の中で職員数も、それは西伯庁舎の方が建物も大きいですし、十分にわかりますけども、ここひとつこの南部町の天萬庁舎に本庁舎といいますが、天萬庁舎を南部町の庁舎に来ていただきたいというふうに思います。一つずつ例を挙げていけば、それは大きな人口のところには大きな施設、病院も含めて、これはあることは事実です。米子市には病院が何ぼあるかてって言えば、それはそれに応じた病院があるわけですので、そういうことも大きな見地から考えていただいて、先ほど国道も会見町には通っておらんということも含めて、均衡ある発展ということも含めて10年、20年先にはどういう形になるかわかりませんが、今日の姿の中でぜひとも天萬庁舎を本庁舎にお願いしたいというふうに考えます。

坂本会長 これは会長からお願いですけど、そういう情実に訴えるような発言は本当困るわけです。本当に困ります。そういうことでなくて、何というですかね、先ほど秦さんがおっしゃったこういうことを踏まえて、本当にこの町の将来の発展のためにはどちらがいいのかというような観点から発言していただきたいと思うわけです。

森岡委員。

森岡委員 いろいろ御意見伺っておりますが、当初から住民サービスの低下をしちゃならんと、これは基本理念で1項ありました。この住民サービスの関係については、恐らくどっちがどっちになっても大きな違いは起こさないような仕掛けをかければいいいわけで、これはいけるだろうな。

それから業務効率の低下はさせないんだよというような項目、これは業務効率を下げる

こと、これも当然効率ようにやっていかないかんといいなこと。

それから移管のための経費についてもできるだけ抑えていこうや、それで一番そういった大きなものが新しく庁舎を建てるんじゃなくて現存する庁舎を活用してやるうやということからずっと話が進んできたように思っております。

ただ、それから後のそれぞれ7項目、秦委員からもあったんですけども、いろんなこういったものを総合して一つ一つをとらえてやれば、先ほど会長からもあったように感情的なやりとりになってしまう可能性があるのかなって思ったりして、一つ一つをとらえては私はできるだけ申し上げないようにしようと思っておりますけれども、今まで事務局から提示をいただいた資料の中で、例えば事務スペースの面積、これらを考えれば当然西伯町の今の庁舎の方が面積が大きいから余計人間も入れるだろうなというやなことやさまざまなこと考えたり、それからもう一つ、ここに項目になってないけども、指定金融機関の話が出たと思うんですけども、そういったような事務効率の問題などなど考えれば、私がたまたま西伯町に住んでるんで非常に言いにくいんですけども、総合的に考えれば法勝寺庁舎を活用の方が得策というか、いいんじゃないかな。どうしてもそういう言い方になっちゃうんで、なるべく後の方からいろいろと言わせてもらおうかと思っておりましたけども、話が進んでいかにゃあいけんわけで、国道の問題とか交通の問題とかも出てましたけども、一緒になることで当然国道はなしの町にはなりませんし、また今国道のバイパスの法線なんかもぼちぼち決められるような形になってますから、恐らく旧会見町の方にも延びてくるんじゃないかなという感じも聞いてはおるわけですけど、まだ確定しておりませんから、そうして考えたときに、やっぱり法勝寺を使った方が経費面からも得策じゃないだろうかなという感じはしております。どっちがいいという形はまだ。

坂本会長 ありがとうございます。

ほかに。

佐伯委員。

佐伯委員 この問題は、非常に口出しにくい問題であって、奥が深いというふうに考えますが、要するにやはり現在までこういう形でずっと来まして、全体の中でこれを進めてきたわけでございますけども、投票とかなんとかじゃなくて、確かに駆け引き等々もあるうかと思いますが、この以前にも岡田先生もおっしゃったように、ある意味では平等な考え方で持っていかと、例えば法勝寺庁舎あるいは天萬庁舎、どっちかにそういう形でウエイトが置かれるような状態を避けていけば、決してどこにあるうとも南部町が要するに

発展するということ大前提になれば、例えば町長がおられる場所についてでも週の半分なり何なりはあっち行きこっち行き、その町長の姿勢にも係るとは思いますけども、そういう形もできるんじゃないだろうかというふうに思えますので、できるだけ感情論が入らない状態で、ある意味では平等的な、いわゆる発展的に物を考えていかにやいけんかなと、西伯町に住んでるから西伯町にぜひ欲しいという人情的な面、会見町に住んでるから当然会見町に持っていくという人情的な面、これをひとつ排除しながら持っていく必要があるんじゃないだろうかというふうに僕は思っております。

坂本会長 佐伯委員から今言っていただきましたけど、私も全く同感でございます、やっぱり住民の皆さん方にきちんと説得できるものを持ちませんと、ただここで庁舎の位置多数決とかなんとかで決めて、あるいは感情の関係で決めてしまってはならない。やっぱり後世に長い間説得力を持つことでないといけんと思いますので、私は大所高所からもうちょっと判断せないけんと思います。感情はとにかく乗り越えていただかないけんと思います。よろしくお願ひします。言いにくいでしょうけど、やっぱり考えてもらわにゃ結論出ませんから、お願ひします。

塚田委員。

塚田委員 先ほどから話が出てるように非常にデリケートな問題でありまして、この問題で合併協議会が壊れたなんていう話もあるぐらいですから、非常に慎重を期さねばならんというふうに思います。

しかしながら、先ほどからお話出てるように、私も実は西伯町に住んでるものですから心情的にはやはりどうしても町民の皆さんのことを考えたりすると、現在どうしても法勝寺庁舎の方で町長おっていただきたいというふうな気持ちでいっぱいであるわけで、心情的にそういうことを言ってもどうにもなりませんので、やはり議会は西伯であるということになってるわけでして、どうしてもやはり議会が開かれる庁舎に町長がおられた方が何かといいのではないかなという気持ちがしております。

それと先ほどからお話が出ておりますように遠距離の部分見てますと、実は私が住んでおりますところも遠距離の範疇に入るもんですから、人口を比較してみてもやはり西伯庁舎の方がカバーできるんじゃないか、これも町民の皆さんに説得をする一つの材料かなという気はしておりますが、いかがなもんでしょうか。

坂本会長 ありがとうございます。

磯田委員。

磯田委員 私、西伯町の委員として出ておりますけれども、この委員として出たからには公平でありたい。会見町も西伯町も公平な上で、だから皆さん目をつむっていただいて西伯町と会見町の地図を思い描いていただいて、じゃあ庁舎が会見町と西伯町のどこの場所にあるか、そして住民がどこに住んでおられる、じゃあどこに持ってきた方が一番いいのかなと思いましたが、やはり会見町の庁舎よりは西伯町の庁舎の方がベターじゃ。こういうことを言いますと、私が西伯町の方から出てるんで、自分が西伯町から出てるから西伯町の庁舎がいいって言ってるんじゃないかって思われますけれども、そういう気持ちは私は全くないんです。町長さんが会見町にいらっしゃろうと西伯町にいらっしゃろうと、私は構わないと言ったら語弊があるんですけど、私個人はどっちにいらっしゃってもいいですよ。それよりは町の職員が仕事がしやすく、そして住民の方たちが本当に動きやすいというか、生活しやすい、そういうことの方が大事じゃないかと思うんです。町の職員は、やはり町長さんの下にいていろんな仕事しますよね。そうした場合に、やはりどういった格好が一番いいのか。

そして議会もそうですよね。議会が別々であるよりも、町長さんがいらっしゃるところの方が議会が近い方がいいのに決まっていますよね。というのが部会など開かれますときに町長さん、首長となる人は本当に忙しくて、そこの町長室にいらっしゃるということは少ないわけですよね。そうした場合に歩きながらでもちょっとこういう話をしたいとか、議会にちょうど来ておられるから話をしたいとか、そういうことはたくさんあると思うんですよ。それから今までに私も歴代の議長さんとか議員さんたちもいろいろ来てお話しされるのを聞く中で、議長さんなんか特にですけども、家にいてもしょっちゅう電話かかってきて、議会の事務局の方に行かなきゃいけない。そういう場合に町長さんがたまたまおられたら、そういうところで連携がとれる。一々もう行ってという時間のロスというものがすごくあるような気がしてくるんですよ。そうした場合にやはり議会があるところに町長さんが行かれる方がいいと思うんですよ。

だから私は、西伯町の住民だから西伯町の方にとって言ってるように思われるかもしれないけど、私は本当にキャンパスとして西伯町と会見町の地図を皆さんにも真っ白にして、もう一度頭に描いて、どこがいいかなということを考えてほしいなと思うんです。例えばですよ、地図をキャンパスとして真っ白にしてみた場合、そして住民がどの辺にいるか、たくさんおられるか、そうした場合に西伯町と会見町との両者の町を見て、じゃあどこが

一番いいのかなということを検討してもらえたらいいかなと思うんですけどもね。

坂本会長 会長からですけど、私は行政の質ということを考えていけばいいのではないかというように思うわけですよ。やっぱりバランスをとらにゃ住民の皆さん方もなかなか納得されませんから、ですからいずれかに町長の機能を置くとすれば、片方にはそれにほぼ匹敵するような機能を置いてバランスをとということも大事じゃないかというように思います。

それから佐伯委員がおっしゃったように、新しいまちの町長が当然融和に努めて、1週間のうちの何日かはじゃあそうでない庁舎で執務をするとか、そういう努力が求められるというように思うわけですし、必ず片方に行きたけん、もうそうで反対の方は寂れていくんだというようなことでは私はないというように思っておりますけどね。

それと一番気をつけていただきたいのは、後世の皆さん方の批判にやっぱり耐えられる議論をここでやっておかんと、説得力持ちませんよ。皆さんが自信持って、やっぱりあのときああいう議論してこういうぐあいに決定したんだということをきちんと言っていたできるようにせんと、これ感情的になってやったら本当に大失敗すると思いますので、冷静にひとつ、分別ある皆さんですから、わきまえていい結論を出していただければというように思います。よろしくをお願いします。

岡田委員。

岡田委員 結論を言いませんので申しわけございません。今まで何回か私は文教施設の問題について発言をさせていただいたわけですが、その実現の大体一方には、やっぱりこの庁舎問題というものがあったわけでございます。というのはもし仮に、今本庁舎という言葉も使われんようになりまして、町長がおられる事務所でない方の側が、先ほども何人が御発言がありましたように、そのことによって寂れていくという一つの可能性というのでも配慮しながら、やっぱり応分の機能を持った機関とか団体とか、あるいは施設とか、そういうものが一方には置くように努めないと、結局住民の側で納得ができないわけですね。せっかく対等合併だったのに、こういうことかというような結果を招いてはいけません。そういう点では会長さんがおっしゃったことに同感でございます。

ところで今までずっと勉強してまいりましたまちづくり計画、それから財政計画、その中で、私は会見町の側ですから、一体会見町の方で、その計画の中を読んでみてどういう会見町は中枢機能が来るような一つのビジョンが浮かんでくるかなと思って考えてみると、ちょっとあんまりぼんやりしとってはつきりしないわけです。ただ文化センター的なもの

が10年ほど後に考えられておるということぐらいで、文教施設全体から見ても、あるいは福祉関係から見ても何か中枢のようなものが浮かんでこないわけですし、その辺でちいと割り切れん気持ちがおぼつかないわけでございます。ただ、そういう点について十分これからはまだまだ合併までに余裕もございまして、明らかになっていけば、すっきりしてくるんじゃないかという気がしておりますけど、やっぱりそういう配慮を今後みんなで一生懸命になって考えていこうということであれば、若干私も気持ちが整理ができるというふうに思っております。えらい煮え切らんようなこと言って申しわけございませんけどね。

坂本会長 三鴨委員。

三鴨副会長 私が言うのがどうかと思うんですが、大体ほとんどの皆さんが発言されたから、私はポストだとか名称、場所にこだわっちゃいけないということを書いてきました。

それから今の西伯町の事務所は議会が広い、会見町は入れないということからいって、やはり町長と議会とは同じ棟におられた方がいいではないかという思いは以前から持っております。

それから会見庁舎が例えば町長がおられん方であるんなら、今の議場が空きます。そうすればあそこを、会議室等をぶち抜いて中央公民館的なものをして研修なり、あるいは生涯学習で歌の練習、踊りの練習等をうまく使っていくような改造をできないものかな。今ありましたように中央公民館的な文教施設は、12億、10年先に予算を組んでありますけど、これは現実問題、今の財政事情の中で特例債が使えない状況の中で、本当にそれを目指すのがいいのか。あるいはここで特例債を借りて、そしてそこの方も幾らかエレベーターもつけながら改造して有効に使う方法も新町合併されてから私は検討していただいてもいい項目ではないかなというような思いも持っております、本当言うと私も会見町民ですから、会見町に本庁舎のような感じの、町長がおってやるのがいいと思うんですけど、建物の面積なり、あるいは町と議会というものが執行部とは絶えずやっぱり一緒な棟において話し合いをしていくような町政というものが大事ではないかな。それで一方では、巡回バスしたり、あるいは広域の基幹道路を一生懸命で県なり国の方に呼びながら配慮していく合併に向かった方が自然というか、町民の理解いただけるんじゃないかな。そこら辺を会場が本当にそれができるかどうかありますけど、または私がこういうことを言ってしまうとよくないとは思いますが、そこら辺も含めたところでどっちがいいのかのお話ししていただきたい。私とここにこっちしてほしいとかいうことじゃございませんけど、今

話を聞きながらそこら辺がちょっと気になったところであります。大変複雑な気持ちであります、気持ちの中では。ただ、おっしゃるようなある程度お互いがいいところを求め合って、協力し合って、せっかくここまで苦労してやってきたわけですから、お互いがどこかで譲り合って、いい姿でしこり残さんようにしていただけたらな、この思いで今強く思います。

坂本会長 ありがとうございます。

福田委員。

福田委員 それぞれ皆さんが苦渋の中での発言だと思いますし、私も一番最初、吉次委員さんが言われたときの心情を含めて、まず2町合併という協議で綱引きであっては恐らくいい意見は出ないだろうという心配も実はしておったわけでございまして、それは逆に言うとお互いの対等の合併をするということですから、本当に小異を残しながら大同の道を求めていくしかないなという思いは実はしております。がしかし、住民、人間ですから、どうしても居住、いろいろ地域感情、そういう発言は私は間違いじゃない、ごく当たり前のことだろうというぐあいに思います。

特に取りまとめをしようという会長も大変な心情であるかなという具合に思いますが、距離間の問題、先ほど出ておりますが、私は個人的にはニュータウンの団地でございまして、会見町は5分、西伯町役場8分、こういう時間的なものがありますが、ただ町全体で見ますと、先ほど塚田委員からも発言がございましたように、それぞれの集落に対する参考資料を出していただいております。そういう面で西伯町の住民にとりまして、私は西伯町でも一番下流の米子市との隣接ですが、西伯町の中でも非常に谷が深い中で点在をしておる集落は今の役場の位置、単町の中での状況も非常に何というか、今、会見町さん側の方で心配をされておる実態というのは一緒だろうというぐあいに思っております。そういう面でデータ的に見まして遠距離解消を図るとするならば、やはりこの辺もひとつ理解をいただいたり、あるいは判断をすべき材料かなという具合に思います。

それからいま一つは、役場がある周辺に、これは直接は関係ございませんけども、客観的に総合的検討の中で書いてあります主要な公共施設、これは特に病院である、老人ホーム、郵便局云々はもう言うべき筋合いなし、御承知のとおりであります。その下の公共的団体云々の問題の中に、社会福祉協議会も2つが一緒になって新しいまちの社会福祉に貢献しようということで今議論がなされておるだろうという具合に思いますが、ただ、南部町という誕生をしたときに一体どう考えていかれるだろう、これは行政の話じゃござい

ません、考えていかれるのだろうかという中で、JA、いわゆる西伯あるいは会見に両方点在をしておるわけですが、それからもう一つは金融機関、金融機関としましては特に西伯町にしてもですが、指定金融機関として合同銀行が点在をし、西伯支店、あるいは会見町さんの場合は代理店か営業所かわかりませんが、支店が存在をしておるわけですので、いずれを見ましてもJAさんが新しいまちの中で2つのそうした事業体を今後も永続的に取り組んでいかれるのかどうかという疑問もございますし、特に金融の場合だって状況によっては1店舗やめていくとか、あるいは西伯町の場合、鳥取銀行さんも進出をしたらっしゃる。こういうようなことでそうした産業の発展といいましょうか、金融その他等を踏まえて一体どうなるかということを行政の姿勢としてもやっぱり全体の中で考えて、むしろ場所が決まればそういうことも念頭に置くべきだというぐあいに考えるところであります。

それから先ほど一番皆さんも心配しておられましたし、私もそうでした。というのは新町の庁舎を建てる云々の議論もしたときに、それこそ莫大な投資をしないである分はもうちょっと使おうや、使えるところまで使おうやというのが共通した認識であって、現庁舎をお互い使おうということになったわけでございますから、そこら辺は新庁舎を建てる場合の議論とあるものを使うという議論は全く違うと思いますんで、将来例えば今の庁舎がどれくらいの期間使えるかどうか、これわかりませんけども、いずれにしても今回の一番大きいことは、今回の合併というのはお互いの町がお互いの気持ちで合併しようということに始まった、最終的にはそういうふうになるわけですが、出発点はやはり国の方針に基づいた模索の中で2町合併を選択をしたわけでございますから、このことは長い目で見て日本の、あるいは新町の財政状況がどうなってくるかということはいずれもわからん状態だろうというぐあいに考えてます。ところが今の見通しからしますと10年とは何とか新町でやれるだろうと。ところがそれ以降については、激変緩和策がありますけども、そういう状況で財政がさらに悪化をしていくのではなからうか、こういう実は心配をしておりますして、そういう背景の中で実はまちづくり計画、さらには主要な事業計画等も提案を受けまして、これも議論をしたわけでございますが、先ほど来から心配をしていらっしゃいます地域の発展というものは主要な事業計画が住民にどう移ってくるのか、あるいは行政が単なるとりあえずの計画でなくして、これをいかに実践化に向けてできる行政サービスになっていくのか、これをやっぱり住民に理解ができるようなことがしなければ本当に綱引きで終わってしまうような実は気がしておりますんで、少なくともこの協議会の中で

私は、一つはそうした言葉で適当でないかもしれませんが、南部町の将来的な中心市街地というのですか、法勝寺が未来永劫の中心市街地であるのかどうかわかりませんし、あるいは会見町さんのこの役場がある存在の周辺の市街化状況がどうやっぱりこれから発展をさせなければならないか、こういうことは総合計画を踏まえて議論をすべき箇所ではあると思いますが、少なくとも役場を決める場所としては我々は本当にもろ刃の剣です。こう言えば批判を受けることは当たり前です。会見町さんの委員だってそうだろうと思います。会見町さんの方が西伯町へ、西伯町ということ言えば、町民の皆さん方から御批判を賜られるだろうし、我々が逆に会見町の方に役場……。

坂本会長 いや、そんなことはない。

福田委員 そういうことでやった場合にどうかということがありますんで、それは綱引きになってくるということを一番心配するわけですから、要は私は先ほど申し上げますように将来的な財政状況等をやっぱり厳しい状況の中だからお互いに我慢するところはしながら発展の道を、これは行政の住民サービスがいかにできるかということに尽きるんじゃないかと思っております、その面でどちらにきなさいということは今ここで皆さんに直接主張すべきことではないだろうと思いますが、今申し上げたような町の発展策の中に据えて役場の位置をきちっと決めたいという思いはいたしております。とりあえず気持ち的にはそういう状況で、綱引きで議論しておる以上やっぱりだんだんと難しくなっていくんじゃないかということで、先ほど副会長さんの方からお話があったそうした状況を積んだり崩れたり議論を交わしながらやっぱり縮めていかんと、本当に小異的なことがどんどんどんどん大きくなって、大同の方が縮まってくるということは非常に残念な結果になりはしないかなという思いはしております。

そういう面であれば会長さんの方も、先ほど来から一生懸命言っておられますように悪い方向の議論にならないように進行はやっていらっしゃいますけども、お互いがそうした気持ちで述べ合っていかなきゃならんし、またきょうどうしても決めてほしいということではありますが、確かに先ほど来から出ておりますように多数決主義というのは私はこの場ではなかなか難しいと思います。それはなぜかというと、全体の像はそうですが、委員は同数でありますから、やっぱり地元在住に引かれることは間違いないと思いますから…

…。

坂本会長 いや、そんなことはないと思いますよ。

福田委員 ないですか。

坂本会長 ないと思いますよ。私たちは合併協議会の委員ですから、大所高所からこの合併をなし遂げないけんわけです、自分とこの町にみんなが投票するというようなことでは私はないと思ってます。

福田委員 それは私の方が認識不足というか、感じがする。

坂本会長 それは主張としてはわかりますけれども、やっぱりそれは与えられた公職ですから、やりたい人もあったかもしらんですけど、やれんわけですから、選ばれた者ですから、理路整然として、そしてこの合併協議の議決をいただかにゃいけんわけですから。

福田委員 それはわかります。

坂本会長 議会のきちんと審議をたえられるような議論というものを持っていないと、私はうまくいかんというふうに思っておりますから。それは結局住民が納得する、説得ができるものを委員の皆さんが共有してるということに尽きるというふうに思ってます、ですからそういうことは私はないというふうに思ってますから、発言はそういうのは控えていただきたい。

皆さん、投票というようなことはせずに来ましたし、する考えも今のところないわけですが、まだ2月の26日に合併協定書に調印しましょう。知事さんにも御案内して来ていただくことになっておりますし、ここまで積み上げてきたこともありますし、住民の皆さんから付託を受けているこの合併協議会の委員としては、やっぱり言うべきことは言って、だけど大所高所から判断して、やっぱりこうだわいということで私はしていただきたいと思うわけです。ですから会見町の人には会見町の庁舎がいいっておっしゃるとか、西伯町は西伯町がええと言うわいというようなことの議論でやったらこれはもう終わりがないと思います。上手くまとまらない。

福田委員 ないです。それは綱引きですから、それ。

坂本会長 ですからそういう前提はもうやめていただいて、大所高所から見識のある合併協議会の委員さんとしての御発言をお願いしたいと思います。

宇田川委員。

宇田川委員 先ほどから大所高所という話がありまして、今までの発言の中にいわば本会議がある議場と町長のおられるところが一緒だないけんというのは、私は大所高所から考えてそういうむだな金を使わないということで、はなから町長がおられるところと議場というものは切り離して物事を私は考えておったというふうに私は今でも思っております。それは大所高所から考えておるからこそそういう、あれはたしか西伯町役場での会

議だったと思いますけども、これは無駄な税金を使うではなく、そこを利用すべきだという主張ですので、例えば行政の長である町長と議会とが一緒な建物の中に入っておらないけんがということも含めていわば事務局の方にも質問をその中ではした経緯がありますので、そういうことも踏まえて御検討を私はいただきたい。会長が言われた心情だなしに、大所高所からそういうことを発言したということもお含みおきをいただきたいというふうに私は考えております。

坂本会長 ありがとうございます。

もっと皆さんの意見をどんどん出してください。

森岡委員。

森岡委員 今日これ差しかえていただいたものの中に、議会を法勝寺庁舎に置くという形のものが載っちゃったから、議会と町長とが云々という話には私はつながってきつつあるのかなという感じがしてるわけなんですけど、本当は町長の執務場所はどっちの庁舎とするだけを決めてしまえば、あとの議会がどっちにあるとかなんとかということはどげでもここになけないかんもんでしょうかな、この決議の中に。協議の中でどういう部署がどっちの庁舎に行くということは、これからそれぞれいわゆる事務効率つながってくる部分があるわけで、町長のおられるところに、執務されるところに総務があったり企画があったり、常に連携持たれないかんということがあるわけで、当然そういう配置をまた考えて提案してアウトライン見せられるでしょうけども、議会を法勝寺庁舎に置くって、これ項目が入っとらんでもいいじゃないですか。それは話の中でそういう話がこれからやられる中であって、いわゆる総務省に届け出る南部町の役場はどこどこ何番地に置くということだろうと思うんですね、この中身は。どんなもんでしょうかな。

坂本会長 森岡委員さん、口挟んでなんですけど、これは決定になっておりますが。

森岡委員 いや、以前にその話が出て、ただどこへどけでも書かでもいいことじゃないか。そういうものがあるから議会も町長もというふうに皆さんからは見られちゃう。

坂本会長 あろうがなかろうが、それは議会と町長が一緒でってかなりの皆さんがおっしゃっておられますから、それはええじゃないですか。

森岡委員 ええかな。

坂本会長 いいじゃないかと思えます。そういうぐあいにおっしゃってますから。

どうぞ。

森岡委員 あくまで1点ずつ1点ずつとらまえてだなくって、私が申し上げたように法

勝寺庁舎の使った方が合理的だろうなという考えは申し上げました。これは事務スペースの問題だとか、あるいは職員の数が122人いったような面から、そういう配置のことなんかを先々のことを考えていくと私は565㎡事務スペースのある庁舎の方が効率的だないかないうふうに思ったものでああいう言い方させてもらいました。

坂本会長 ほかにございませんか。

梅原委員。

梅原委員 いろいろ御意見ございましたが、なかなか方向性が見出せないような今の状態ですが、これは次回繰り越しでは会長、だめなんですか。必ず本日ということですか。

坂本会長 次回決まりますか。会長としては、できるだけ今日頑張って決めていただきたいというように思っているわけです。

梅原委員 そうですか。

坂本会長 というのは、一つは、事務当局も決まりませんと次の事務が、早い話が電算なんかをならどっちを、そういうことからすべて変わってきますので、できたら今日皆さんにお世話になりたいというように私は会長として思ってますけど、どうしても決まらにゃ、今日がいけにゃ明日でもいいですよ。臨時で合併協議会してでもいいですけど、できたらきょうお世話になりたいと思いますけどね。12月にもそういうことで延ばしてますから。特に御発言もなかったし。思うところをやっぱりおっしゃっていただいた方がいいと思いますよ。選ばれた委員として、あれは言わで損したというやなことのないようにね。言ってください。

磯田委員。

磯田委員 ちょっといいでしょうか。さっき私が議会と町長さんがいらっしゃるところが一緒がいい。だから町長さんは西伯町がいいっていう意味で言ったんじゃないんですよ。その方が効率的だと言ったんで、じゃなくってその前に私が一番言いたいのは、私も家で地図を、西伯町と会見町の地図、そして集落、そして庁舎がどこにあるのかって調べまして、そうした場合にどこの辺が一番いいかなと思ったときに、倭の辺ぐらいになりましたかね。そうした場合に法勝寺の方の庁舎の方がいいかなというのを感じたんですよ。そしてその中に配置の人数ですよ。そうした場合にはその人数、会見町に入れるだけ入って、西伯町に少なくっても、町長さんが西伯町の庁舎にいらっしゃる方が、その中心的なところが倭の辺になるかなと思ったときに西伯庁舎がいいかなと思ったんですよ。それはなぜそういうことをしたかということ、あくまでも公平でありたいって。会見町としても西伯

町としても、私は委員で出てるからには、西伯町の主張ばかりするのではなくって公平でありたいからそういうとり方をしたんですけれども、もう地図の上で見るより仕方ないかな、そして集落でそういうふうな格好をしていく方がいいかな。そしたら町民の皆さんが距離的な面から見ても納得していただけるんじゃないかなというようなことも考えてそういうことをあえてさっき発言したんですけれども、それで町長さんが総務課とかそういった企画課はそばがいいというものはそこで、そしてもう一つの庁舎にはできるだけたくさん職員の方がそっちの方に行かれる方がよかったらそっちに置けばいいんじゃないかなということも考えてさっきの提案したんで、議会がそこにあるから町長さんがそこがいいというのではないんですよね。それもその方がよりベターだという意味で言ったんで、誤解されたら困るんですけども、ちょっと言っておきたいと思います。

坂本会長 他に。

加藤委員。

加藤委員 いろいろ御意見が出ておりますけれども、やっぱり一番考えなければならぬのは、町民の皆さんの利便性をやっぱり考えた方がいいんじゃないかな。そのためにはここにも3ページに表がございますけれども、天萬庁舎にしたときには127人ございます。そのほか何と申しますか、遠距離在住者ということになりますと710人、そういうようなことになりますとやはり西伯と申しますか、法勝寺庁舎の方がいいんじゃないかな。議会の問題もございましたけれども、議会と、それから町長の執務場所、これについてはやはり同じの方がベターじゃないか、そのように私共も考えたところでございます。

また、会見町長さんの御発言もありますように、そういった公民館的なものをこの庁舎を改造するんだという御発言もございますから、やはりそういった方向の方がいいかな、そのように私は思います。

それと今の西伯町の庁舎の方が執務場所も大きいということから、そのような方がよしいのかというふうに思うところでございます。

坂本会長 ありがとうございます。

他にございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますけれども、これを明日に引き継いでも明後日に引き継いでも多分一緒なことではないかと私は思うのですが、どうでしょうか、こういう御議論の中で大体方針というものを定めるというようなことにならんものでしょうか。

私としては、やっぱり名前を決定したときのように皆さんがいろいろ思いはあるでしょうけども、こうだわいというようなところに軟着陸したいなと思っておりますけどね。これどうでも両者の意見が合わなかったときには、これはもう最終的には民主主義のルールに従って多数決でなとやっつてしまわにゃいけんやなことになるわけですし、できたらそういう事態は避けて合意してきたということで町民の皆さん方にも納得していただくような共通認識を持ちたいと思うわけですけどね。

宇田川委員。

宇田川委員 ちょっと事務局に伺いますけど、今もう6時になろうとしておって、できれば我々も今言われることはよくわかりますけども、例えば臨時的な合併協というの1週間とかの間にでも考えることができるかできんかというのは事務サイドでの考え方は。

桐林次長 事務的な手続的なことであればそれは可能ではありますけども、それとこの結論をいかに出すかということとはやはりちょっと、次に延ばせるから先送りするということはちょっとどうかなというふうに考えますけれども。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 確かに重要なことで、これだけの審議をするわけですから大変だと思っております。そういう中で先延ばしもできない、あるいはこのまま物別れみたいな形ですうっと平行線をたどっていくというようなことになれば皆さん大変頭を悩ますところじゃないかと思っておりますけども、ここでもう一回5分なり10分なり休憩を挟みながら、もう一回審議を再開したらと思うわけですけども、どうでしょうかね。

坂本会長 会長としては異議はございませんが、皆さん方、夜がちょっと時間が過ぎておりました恐縮に思っておりますが、いかがでしょうか、よろしゅうございますでしょうか、もうちょっと延ばさせていただいても。

そうも含めてちょっと休憩しましょう。じゃあ、15分ほどここで休憩させていただきます。よろしくお願いします。

(休憩 18時00分)

(再開 18時18分)

坂本会長 再開したいと思いますが、いろいろ御協議もされたと思います。御発言をお願いします。

橋谷委員。

橋谷委員 私も家のことが気になって、ちょっともじもじしてきましたので、早く本当

にもう結論出して帰りたい気持ちで必死ですけれども、議論させていただきます。

せっかくここまでいろんなところで順調にやってきた合併協議ですので、大事な問題ではありますけれども、磯田委員さんも言われ、皆さんがそう思っておられますけれども、もう本当両町の代表として私たちはここに立っている、そういう気持ちで大事な問題決めたいと思いますので、若干何人かの方が反対はしておられるみたいですが、いや、それは言ったらいけませんけれども、これからいろんなことでもっともっといろんな話し合わなくちゃならない、実際町政の中でいろんな問題が出てくるとは思いますけれども、やっぱり特に議員さんあたりの選出なんかも地区推薦みたいなことはもうこれからはなくなるとは思いますし、本当に町のこと、将来のことを真剣に考える人というそういう何と申しますか、考えを持って人が出てこられなくちゃならないと思いますが、そういう意味でやっぱり自分の町のことをいつまでも思ってるんじゃないで、新しい未来をどうしていくかという方向に向かって早く結論出していきたいと思っております。お願いします。

坂本会長 ありますか。

宇田川委員。

宇田川委員 先ほど言いましたけれども、できたら今日は私は結論は控えていただきたいと思っております。

坂本会長 こういう状況の中で今日は結論を控えていることですが、皆さんがそういうことなら私もやむを得んかなとは思いますが、できたら、橋谷さんは早く帰らんと家のこともありますから。

吉次委員さん。

吉次委員 私は最初言ったのはお願いでして、別に私の意見というのでなしにこうしてもらいたいという意見でしたけれども、出てくる話が全く私からしてみらお粗末で、地図で書いてみたら倭だった。だれもが反対する人が何人かおうども、そんな不見識な話はないし、それからまた国道に沿っちょって庁舎が大きなけん西伯町だ、そげなお粗末な話はない。庁舎が大きいで西伯町なら、全部収容ができいか。コンパスで書いて倭だったら、ほんなら倭に建てえか。人口がどこで一番余計ああというのは天津と天萬とが一番人口は多い、人口密度は。お互いに妥協せにゃいけんし、円満にせにゃいけんけん。以上、終わり。

坂本会長 吉次委員さん、そういう発言はやめていただきたいですがな。

吉次委員 もとらんけんだがな。

坂本会長 いや、そういうことはやめていただきたい。みんなが円満にやってきておりますから、思いはいろいろあるでしょうけど、感情的にならないようにしてください。

岡田委員。

岡田委員 私もそろそろ結論を出さなければならんと思って、先ほどの休憩いろいろ考えました。別に打ち合わせも何もしておりませんが、いろいろ事務局の方で準備していただいたデータ、それから先ほど来の委員さん方の御発言、いろいろ考えまして、何か2つに割れたような格好に聞こえたわけでございますけれども、私なりに一応結論を出させてもらいました。全くこれは個人的な意見でございますから、もういかに御批判をいただいても結構でございます。町長の執務場所、これは法勝寺庁舎ということで納得をせないけんではないかというふうに私は思っております。ただ、これには条件がございます。何回も申しますように、そうしますといわゆる天萬庁舎側の方に応分の住民の皆さんが納得のいけるような中枢機能が欲しいということでございます。そうして何かそれに関連する事業が行われたときに全町域からだあっと町民の皆さんが集まってきて、そうしてにぎやかにやっていただけるというようなことがやっぱり一つの大きな条件ということです。ただ、それが財政計画の中のこの事業計画案の中ではっきり読み切れてないというところがちょっとひっかかるわけでございますが、この点については今後十分検討いただきたいということでございますし、それからいま一つは、年末に実施をされました住民投票のことです。これは決して2町合併派の方にとっても安易な戦いではなかったというふうに思っております。それなりに随分関係者の皆さんは苦労なされてる。それにもかかわらず相当な反対票が出てるということについての重みも十分我々は考えておきたいというふうに思います。そういった人たちにもある程度納得できるような新町におけるいわゆる会見町側のビジョンというものが私は見えてほしいというふうに思っております。以上で終わります。

坂本会長 先ほど三鴨副会長さんがおっしゃられたようなことが展開として可能にはなるということです。ですけどそれは決まらんとならんわけですし、そこは私もちらっと話は聞いたですけど、今日まで提案はできない状況でございました。

佐伯委員。

佐伯委員 それこそ延長の延長で現時点まで来ておるわけですけども、それなりにこの考え方そのものは意義があったのではなからうかというふうに思っております。といいますのが誰しも今の会見町あるいは西伯町、それぞれ重要な位置づけを持って今日までこうして昭和30年から営々と築いてきた財産でございます。そういう面で捨てがたい面もた

くさんあると思いますが、それはそれなりに今日まで約1年以上もこうして皆さんひざをつき交えながら来たわけですから、特に岡田先生も今先ほどおっしゃいましたように地域住民の福祉の向上というのが完全に大きな柱としてありますし、住民サービスということでも大きな柱として持ち上がっております。ということからそれなりにずっと地方分権の時代だとかそういうことが叫ばれている中でございますから、今後十分に発揮するためには庁舎がどこにあるともそれは大差ないじゃなかるうかなというふうに考えるところですが、仮に西伯町の方に行く、あるいは会見町の方に来るということがあっても、それは別段大きな観点から見れば構わないんじゃないかなと。ただ、今問われるのは、住民の方々が何で西伯町に行きたとか、あるいは何で会見町に行きたとかという時点でこの今の委員さんがそれぞれ勝ち負けじゃなくって歴然とした説明が可能なようにここできちっとやっていけばいいんじゃないかなというふうに考えております。ですから今日この時間帯までいろんな議論しておったわけですから、その意義を大きく前進させる意味で、やっぱりいい意味での一致、接点を見出すように、これからは必ずどっちかに行く状態がつくらなければならないわけですから、そのことを踏まえながら持っていくことが大事だないかと。岡田先生もおっしゃったように、どっちか持っていくとすれば、やはり大きな意味からして西伯町の今現庁舎の方に持っていきながら、この会見庁舎を十分に活用する方向を模索する、あるいはもっと違った面で教育、あるいは農業関係、そういう産業面についてとか観光面についてとかいうメリハリのきいたことを、今後模索するいうことが必要ではなかるうか。そのための委員さん方が心を一つにすることが大事じゃなかるうかな、というふうに考えます。

坂本会長 ありがとうございます。

今、佐伯委員さんの方から特にお話がありましたけれども、行政の質が問われているということがいつも片山知事の方から言われております。御案内のように光ファイバーを敷設しております、もう顔を見ながら会話ができる、そういうところまで両町の庁舎は進んでおります、特にこの町、それは確かにわかりますけれども、あんまりそのことでばっかりの論をせんでもいいだないかという、私は会長として思っているわけです。やっぱりただそうは言ってもバランスというようなことも当然配慮しなければいけませんから、岡田委員がお話になったようなそういうにぎわいのあるような事業を重点的にやっていくというようなこともまちづくり計画を変更してでもやってもいいのではないのかなというように思うわけですけどね。

せっかくいい御意見をいただきましたので、いかがでしょうか、そういうことで集約するというようなことにはならんもんでございましょうか。

福田委員。

福田委員 私も最初、岡田委員さんがおっしゃったようにいろんな角度から意見は述べてみましたけども、答えとしては願わくば法勝寺庁舎をもって住民サービスというのは均等というのが私の一つの気持ちでございますから、この際それぞれの意思で言うならば、やはり法勝寺庁舎を、会見町さんの委員さん3名おっしゃったようなことは十分配慮する中で、あとは総合計画と財政上の問題ですから、きょうここでそれは深める議論にならんと思いますが、それは私は条件的に考えておかなきゃならんというぐあいに思います。具体的な岡田委員さんのような条件にまでは出ませんけども、少なくともそうした行政施策というのは大変大切なことだなかろうかというぐあいに思いますんで、以上で終わります。

坂本会長 いかがでございましょうか。

三鴨副会長 しつこいようですけど、私が今まで町政を預かって描いておった一つの思いというのは、結局この合併、2町のよさというのはそれぞれ特徴がありまして、会見町がここから合併以降どういう町がいいのかなと思ったときに、財政を見たり、それから施設の有効利用、それから目玉は何にするかということからいって、施設が中途半端ですよ、どちらかというと。それだったらここに例えば先ほど言いましたように生涯学習の拠点の部分で改造がしていただけるんなら、3階の今の議場をそんな格好でできるじゃないか。それから教育委員会を持ってくる、あるいは産業課を持ってくる、そういうことをしながら教育関係、それから産業の果樹振興も含めた、農業戦略も含めた部分で会見町は特徴のある部分で拠点にしていくという、それから人権の町として人権施策課、農業委員会も、こういう一つのそれぞれの施設、財政、それから目玉、こういう特徴のある町にできるだないか。一方じゃ、巡回バスを使ったり、あるいは国道をこっちに持ってくる方向で努力するだとか、あるいは基幹の県道を180と181までつなぐような努力をしていただくか、こういう部分で、それで将来的にはこの施設が悪くなればその中で拠点のまたいい建物を描いて次の世代がやっていかれるというやなことから今あるものを上手く使って、財政をきちんと見ながら、人を大事にしながらやればいい両町の姿が出てくるじゃないかなというものを絶えず描いておったのは事実であります。これが正しいかどうかはわかりませんが、私はそういう描き方を今までやって、だから場所とかポストだとか、あるいは名

称だとか、そういうものにはこだわらなくてもいいということを絶えず私なりに言ってきましたし、それに向かって2町合併で訴えてきた。かなり批判は受けましたけども、この2町でそういう姿でやれる、その方が幸せだないかという思いでありましたので。これはまた皆さんで判断されることでございますので、よろしく。

坂本会長 相当御意見もいただきましたし、皆さん方も言いにくいところを本当に乗り越えて発言していただいたのではないかなというように思います。

私は、できたら今日結論いただきたいわけですが、そうは言っても本当にこれ重要な大切な問題ですから、ここでこんなことをしていいのかどうなのかわかりませんが、ちょっと休憩をとって、委員さん方で、会見の、ちょっと話してみただけませんか。西伯は西伯の委員さん方でまた話してみただけませんか。大きなところで妥協ができたらということで、時間区切ってやりたいと思います。10分間ほど、いかがでしょうか。7時には終えて、7時に終わらんかったらきょうは流会にして、また別な日にするというようなことでいかがでございましょうか。御決断なさるのにもやっぱりちょっと御相談なさったらいいかもしれません、休憩とって。

福田委員 流会ということでなしに、本当は今日は流会していただいて、ということは時間を経ればいい方向が出ることなら私はそれで結構ですけども、少なくとも決着はつかん。

坂本会長 きょうは無制限はいけませんので、一応7時までには決めたいというように思うわけです。いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 会長もちょっと話の中に入れさせてください。

梅原委員 どこでどうしますか。

三鴨副会長 会見側は上へ上がりましょう、3階に。

坂本会長 じゃあ、橋谷さん、えらい済みませんが、もうちょっと済みません。

(休憩 18時40分)

(再開 19時00分)

坂本会長 お約束の7時になりましたので、再開いたしたいと思います。

今、会長として両町の委員さん方にいろいろお気持ちを聞いたり御意見をさらに伺ったりする中で、今日7時までには結論はこれは出ないという判断をいたしました。

したがって、これは私の責任できょうの会はここで閉じて、できるだけ速やかに次

の合併協議会を開催して、次回には必ず決定をしたいというように考えたところですが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと大変会長の力量がないといひましようか、申しわけございませんでしたけれども、長時間御審議いただきましたが、きょうの会ではこの庁舎問題については保留にいたしまして、次の協議会にゆだねたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

そういたしますと報告事項に移らせていただきますが、時間がせっておりますので、これはいいですか。報告事項は、じゃあやめたいと思います。また、資料は配付してありますので、見ておいていただきたいと思います。

事務局の方から何か特にありますか。よろしいですな。

それでは、今後の日程などについては見ていただきたいと思います。

それから臨時の協議会をまた、今度は電話か何かでなあとありますが、御案内させていただきますので、ひとつ繰り合わせ御参加いただきますように会長の方から一言お願ひを申し上げておきたいと思います。

副会長さんの閉会のごあいさつをいただき、この会を閉じたいと思いますので、よろしく。

三鴨副会長 どうも今日は私、遅刻してまいりまして、申しわけございませんでした。

きょうは熱心に遅くまで協議いただきまして、ありがとうございました。

御案内のように昨年の12月28日、住民投票、大変皆さん方に御迷惑、御心配をおかけいたしましたが、多数の支持をいただきまして、合併してよかったなという思いの中で皆さん方の力を合わせてやっていかないけん。

今日は、ちょうど大事な事務所の場所決定ということで、流れたわけでございますけども、大変いい議論をしていただきまして、これをまた持ち帰っていただきまして、大体いい方向に進むだろうというぐあいに私は確信をしたところであります。一つぐらいはこういう議論があってもよからうと思いますし、大事な場所問題でありますから、それだけにまたいい姿で決着を見てよかったなという格好でおさめていただきたいもんだと願っております。

きょうは本当に遅くまでありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

(閉会 19時05分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員